

令和2年第4回東大和市議会定例会会議録第15号

令和2年12月1日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（32名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	鈴木菜穂美君	学校教育部長	田村美砂君
学校教育部参事	佐藤洋士君	社会教育部長	小俣学君
企画課長	荒井亮二君	企画財政部参事	藤本貴史君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	鈴木俊也君

職員課長 矢吹 勇一 君  
産業振興課長 小川 泉 君  
保育課長 関田 孝志 君  
福祉部副参事 石嶋 洋平 君  
障害福祉課長 大法 努 君  
環境課長 下村 和郎 君  
建築課長 中橋 健 君

保険年金課長 岩野 秀夫 君  
子育て支援課長 新海 隆弘 君  
青少年課長 石川 博隆 君  
生活福祉課長 川田 貴之 君  
健康課長 志村 明子 君  
都市建設部副参事 梅山 直人 君  
下水道課長 廣瀬 裕 君

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
  - (1) 市長報告
  - (2) 議長報告
- 第 4 第 9号報告 専決処分の報告について
- 第 5 第 6 4号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 第 6 5号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 第 6 6号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例
- 第 8 第 6 7号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 第 7 3号議案 東大和市第三次基本構想について
- 第 10 第 6 8号議案 令和 2 年度東大和市一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 11 第 6 9号議案 令和 2 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 12 第 7 0号議案 令和 2 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 13 第 7 1号議案 令和 2 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 14 第 7 2号議案 令和 2 年度東大和市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 15 陳情の付託

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 5 まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（中間建二君） ただいまから、令和2年第4回東大和市議会定例会を開会いたします。

---

○議長（中間建二君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

○議長（中間建二君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る11月26日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず初めに定例会の会期であります、本日12月1日より12月16日までの16日間といたします。

会議録署名議員は、9番 根岸聡彦議員及び22番 中野志乃夫議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、第9号報告、第64号議案から第67号議案、第73号議案、第68号議案から第72号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

12月2日から4日、7日、8日の5日間は一般質問となります。

12月9日水曜日から15日火曜日までの7日間は休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

12月10日、午前9時30分から厚生文教委員会を、12月11日、午前9時30分から総務委員会を、12月14日、午前9時30分から建設環境委員会をそれぞれ開催いたします。

また、12月14日、午後1時30分から議会運営委員会の開催を予定しておりますが、請願・陳情の付託、議員提出議案等の審査案件等がなかった場合は開催いたしません。

12月16日、最終日は、常任委員会審査報告、議員提出議案審議、閉会中審査分の請願及び陳情の付託を行い、継続審査議決の後、閉会となります。

議員提出議案の受け付け締め切りは12月8日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受け付け締め切りは12月11日、正午までであります。

案件の内訳についてですが、報告案件1件、議決案件10件で、計11件となっております。

また、今定例会での一般質問通告者は17名です。

11月25日、正午までに受理し、委員会に審査を付託することとなった陳情は4件であります。

最終日には、契約案件の資料を議席に配付いたします。

以上が、今定例会の日程等について、議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

次に、本定例会においての本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策といたしましては、令和2年第4回定例会につきましても、3密を避けるべく、換気対策として本会議中は議場の西側の扉、傍聴席の北西側の扉、議長席の裏の扉を常時開放しておくこととし、30分ごとを目安に5分と10分の休憩を交互に取り、小まめに換気を行うことといたします。

また、出席者についてですが、説明員につきましては、一般質問についてのみ3密を避けるため答弁の予定がない部長職は退席が可能なこととし、感染防止対策を取ることといたします。

なお、説明員席の配置につきましては、通常どおりといたします。

議員につきましても、3密を避けるため、定例会初日及び最終日の議案等審議においては、採決がございますことから、マスクを必ず着用し、全議員で出席することとし、一般質問についてのみ定足数11名以上を満たすように各会派等で調整を行うことで退席できるものいたします。

また、速記者の感染防止対策として、演壇席前方に飛沫感染防止パネルを設置し、休憩ごとに消毒を行うことといたします。

本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、今申し上げたとおりでございます。皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中間建二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

9番 根岸 聡彦 議員

22番 中野 志乃夫 議員

を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（中間建二君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月1日から12月16日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（中間建二君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。

資料を御配付いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

初めに、10月15日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1のコミュニティの活性化を支援する新たな財団の設立についてであります。都民一人一人が輝ける社会を実現するため、新たな財団を設立し、多文化共生社会や共助社会をつくる取組を進めていくことについて

て、東京都から説明がありました。

次に、議事2の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策を総合的に検討、調整するための会議を設置したこと等について、東京都から報告がありました。

次に、議事3の東京都後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。健診の受診率向上等を支援する区市町村交付金の配分案について、東京都後期高齢者医療広域連合から説明がありました。

次に、議事4の多摩26市間の職員交流方針（案）についてであります。相互理解を深め、先進事例や課題の共有を通して、広域的に連携して事務事業を執行するための職員交流を行うことについて、東京都市長会事務局から説明があり、これを決定いたしました。

次に、議事5の軽自動車税申告書受付業務等に関する事務経費見直しについてであります。東京都内の自治体が共同で委託している軽自動車税申告書受付業務等に係る負担金増額について、東京都市長会事務局から説明があり、これを決定いたしました。

次に、議事6の市町村における行政のデジタル化への取組に関する要望（案）についてであります。東京都市長会及び東京都町村会の各会長連名で東京都知事に要望することについて、東京都市長会事務局から説明があり、これを決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、これを決定、承認いたしました。

次に、10月26日に、東京都市長会議、並びに部会合同研修会が開催されました。

東京都市長会議の議事につきましては、10月15日開催の東京都市長会役員会と同様であります。

また、部会合同研修会では、宮坂東京都副知事による「COVID-19とスマート東京の推進」と題した講演が行われました。

その内容につきましては、新型コロナウイルスが感染拡大する中、デジタルの力で東京全体の活力を向上させ、日本の持続的成長を後押しする構想をいかに進めていくかといったものであります。

次に、11月18日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の令和2年職員の特別給に関する人事委員会勧告の概要についてであります。職員と民間従業員の給与比較を踏まえ、特別給に関して、格差是正のための引下げが勧告されたことなどについて、東京都から報告がありました。

次に、議事2の事務処理特例による移譲事務の取扱いについてであります。東京都から提案のあった4件の事務の移譲に関し、これを了承することについて決定いたしました。

次に、議事3の令和3年度東京都市長会分担金についてであります。令和3年度における分担金について、東京都市長会事務局から説明があり、これを決定いたしました。

次に、議事4の令和3年度都市税財源の充実確保についてであります。令和3年度の税制改正を見据えた地元選出国會議員等への要請活動を行うことについて、決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、これを決定、承認いたしました。

次に、同日、東京都市長会政策調査特別部会が開催され、議事としまして、多摩地域が一体で取り組む観光地域づくりの推進に向けた取組の総括に係る中間報告と今後の日程等について、市長会事務局から報告、提案があり、これを承認の上、市長会議に諮ることを決定いたしました。

次に、11月25日に東京都市長会議が開催されました。

議事1の宮城県大崎市の災害廃棄物の都内での受入終了についてであります。令和元年台風19号で発生した宮城県大崎市の災害廃棄物について、現地での処理にめどが立ったとの申出があったことから、都内での広域処理を終了することについて、東京都から説明がありました。

その他の議事につきましては、11月18日開催の東京都市長会役員会と同様であります。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

○6番（尾崎利一君） 多摩26市間の職員交流について伺います。

意義・目的は、職員交流を通じて、広域的に連携して事務事業を共同執行する風土を醸成するということで、来年4月からもう交流開始ということで、もう迫ってるわけですけども、本市の場合、この広域連携という点でいうと、対象市はどこ、幾つかあるんだと思うんですけども、どういうエリアになるのかということですね。それから、来年4月からということですので、本市における取組について伺います。

○総務部長（阿部晴彦君） 新しい試みとしまして、多摩26市間の職員交流ということで現在進んでおります。

その中で、各市の希望の聞き取りということを事務局が行っております。

その中で、マッチングといいますか、それぞれの市が求めている人材と、あるいはそれぞれの市から人材を出せる条件が合致したところに、マッチングということを事務局が間に入ってやるということ聞いております。現在、承知してるのは以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、交流というのは26市全体であって、一定のエリアでの広域連携を念頭に、例えばこの東大和で言えば、この程度のエリアのところでの連携とかという、そういうことまでは決まっていという理解でよろしいでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 現在聞き及んでいる点につきましては、26市対象に人材をマッチングさせるということでありまして、それ以上の情報は今のところ持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告終了までの間、議長職を交代をいたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 中間建二君 登壇〕

○議長（中間建二君） 令和2年第3回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

初めに、10月26日に第31回東京都道路整備事業推進大会が書面により開催されました。

大会規約の改正についての報告、大会宣言、大会決議について承認されました。

次に、11月3日に武蔵村山市市制施行50周年記念式典が武蔵村山市民会館で開催され、出席いたしました。

次に、11月10日に瑞穂町町制施行80周年記念式典が瑞穂ビューパーク、スカイホールで開催され、出席いたしました。

次に、11月17日に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

議事1では、令和2年8月5日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会理事会及び評議員会の会議結果等の報告が行われました。

議事2では、令和3年度東京都市議会議長会事業計画（案）につきまして、原案どおり決定をいたしました。この中で、東京都26市の市議会議員及び事務局職員を対象とした議員研修会を、令和4年2月に開催することが提案をされました。

議事3では、令和3年度同議長会歳入歳出予算（案）につきまして、歳入歳出それぞれ1,915万5,000円とする予算案が提案されました。

議事4では、令和3年度同議長会関係役員（案）につきましては、会長に日野市議会議長、副会長に東村山市議会議長と稲城市議会議長、そして東大和市議会議長は理事とする内容で提案がありました。

議事5では、令和2年度東京都市議会議員研修会について、新型コロナウイルス感染拡大が懸念される中で令和3年2月8日、府中の森芸術劇場での開催は中止とし、予定されていた研修内容の録画配信、または収録DVDの配布などで対応することについて、正副会長に一任いただきたい旨の提案がありました。

以上の内容について全て承認いたしました。

報告は以上ですが、ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 中間建二君 降壇〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代をいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（中間建二君） 以上で諸報告を終了いたします。

---

#### 日程第4 第9号報告 専決処分の報告について

○議長（中間建二君） 日程第4 第9号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第9号報告 専決処分の報告についてにつきまして、御説明申し上げます。

御報告する内容は、令和2年2月6日に発生いたしました庁用自動車による人身事故の損害賠償額の決定及び和解についてであります。

議会の議決により指定されました損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、令和2年11月6日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げるものであります。

事故の概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和2年2月6日、木曜日、午前11時35分頃、武蔵村山市中藤3丁目18番地付近の都道青梅街道で発生いたしました庁用自動車による人身事故であります。

当日、庁用自動車が都道青梅街道を走行中、右折しようとした際に、前方から直進してきた相手方のオートバイに接触し、相手方を負傷及び車両を損傷させたものであります。

相手方の住所及び氏名につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

今回の損害賠償につきましては、人身損害の賠償となり、その額は3万3,600円であります。

また、損害賠償金の支払いについては、公益社団法人全国市有物件災害共済会が、相手方からの直接請求を受け、既に支払い済みであります。

なお、物件損害の賠償金については、令和2年4月10日付で示談済みであり、令和2年第2回市議会定例会で御報告させていただいているものであります。

今後、より一層交通事故防止に努めていく所存であります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第9号報告を終了いたします。

---

#### 日程第5 第64号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第5 第64号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第64号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、これ



に適合するように、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第5条は、管理者の規定であります。第2項を改正し、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由により、主任介護支援専門員を管理者とすることができなくなった場合に、主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とすることを可能とする規定を追加するものであります。

附則第2項は、指定居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置の規定であります。経過措置の期間を平成33年3月31日から令和9年3月31日に延長する改正を行うものであります。

附則第3項は、附則第2項の適用に関する規定で、令和3年3月31日時点で指定居宅介護支援事業所の管理者であったものが、引き続き当該事業所の管理者である場合に限定する旨の規定を追加するものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を令和3年4月1日とするものであります。ただし、附則の改正規定については公布の日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 何点か伺います。

1つは、この主任介護支援専門員を置かなくてはいけないけれども、置けない状況が現実としてあるので、置かなくてもいいようにするよということですが、全国的にこの主任介護支援専門員が確保できていない事業所というのはどれぐらいあるのか。当市においてどうなのかということですね。

その要因として、養成するという仕組みそのものに問題があるのか。それとも、その待遇が、この資格取得に見合わないとかね、そういう問題があるのか。そこら辺の要因について、市のお考えを伺いたと思います。

それから、この問題は今年の6月5日付で通知が出ていますけれども、その中で本人の死亡や長期療養など、健康上の問題の発生や急な退職や転居などという不測の事態で、主任介護支援専門員が辞めてしまったと、いなくなってしまったという場合に、この通知では1年間猶予する。ただ、やむを得ない場合、保健者の判断によりやむを得ない場合については、この猶予期間をさらに延長することができるというようなことが書かれています。

私はこの規定は、いわゆる過疎地と言われるような地域については、そういうこともあるかもしれないけれども、東大和市においては、そういう扱いきべきではないというふうに考えますし、できる限り早期に、どんなに長くても1年以内にね、ここに規定されるように、配置すべきだというふうに考えますが、その点での市のお考えを伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 今回の改正で求められた、その主任介護支援専門員ですね、つけない、つかない事業所の割合ですけれども、平成31年の12月に開催されました社会保障審議会におきましては、全国で約4割あるというふうに報告されております。

それから、当市のケアマネ事業所ですね、主任のいない事業所の数でございますが、私ども正確な数字をちょっと把握しておりませんが、数か所あるというふうに認識しております。

それから、その主任がつかない要因でございますが、各種、もともとですね、介護支援専門員そのものがあ

まり多くないということがありまして、主任のほうも多くないというふうに認識しております。ただ、そのさらなる事由というものは、様々あるだろうと思えますけれども、ちょっと断言はできないというところであります。

それから、その特例規定のですね、やむを得ない理由として、主任をつけなくてもいいというときの、さらなる延長の要件を適用するのかどうかという問題でございますが、厚生労働省からの通知によりますと、利用者保護の観点から、特に必要がある場合にはというふうな言葉がありますので、私ども個別の事案を見て判断していきたいと、このように考えております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 今、主任介護支援専門員がついていない事業所、市内にも数か所あるんじゃないかということですが、この点での市の指導や支援はどのように行われているのかということと、それから今の利用者保護の観点から、特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができるというふうに、通知でなっているという御説明ですが、その頭に当該地域にほかに居宅介護支援事業所がない場合などということも書かれています。そういう点でいうと、かなりこう、先ほども言いましたけど、いわゆる過疎というところについては、そういう措置を想定しているけれども、東大和のようなところについては、これは想定していないのではないかと。ですから、極力そういう事態が起きないように、当市のような条件のところにおいては、厳格に対応すべきではないかと思えますけれども、その点について伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） まず、主任になるための市の支援というような趣旨の御質問でございますが、私ども東京都が行う主任介護支援専門員の研修に対する推薦というのをやっておりまして、推薦基準を定めてですね、それを各事業所に提示しながら、この要件に該当する方を、候補を出してください。そして、その中から適当な者を、要件に該当する者を推薦するというところでございますので、そういった形で主任介護支援専門員にできるだけなるように、対応しているということでございます。

それから、先ほどの例外規定の適用でございますが、例えばそのケアマネ事業所が、大体小規模な事業所でございますので、1人ケアマネ、1人で事業を行っている、そういった事業所もございます。そういったところで、利用者が現にそのケアマネに頼っているのであれば、要件に該当しないので即座に廃業ですと、こういう取扱いは適当でないだろうというふうに考えております。どのような要因で、そしてどのぐらいそれで主任がつけられるのかということも含めて、個別の事案でございますが、そういった個別の事案を確認しながら適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○5番（森田真一君） 1点、お伺いしたいと思うんですが、この条例案そのものというのは、現状からするとやむを得ないところが多々あるのかなというふうに考えてるんですが、平成30年度に厚労省が行った調査なんか見ますと、管理者が主任ケアマネジャーである事業所という中で、置いてある事業所では、訪問等への同行を指導しているというのが4割、これに対して主任ケアマネジャーを置けない事業所は2割ということで、非常に歴然とした差が出てます。

個々の現時点での介護のケースなんかでは、直接、今、直ちに影響が出るということではないとは思いますが、長期的にその事業所の中で、介護技術の継承というようなことを考えたときに、特に昨今のように介護人員、確保するのが非常に難しい状況のときに、潜在介護士だとか掘り起こしをやるというときにですね、こういった同行訪問だとか、支援ができないようなケースが長期的に積み重なってくると、いよいよ介護人材、

逼迫してくるんじゃないかということを懸念されるかと思うんです。

東大和の場合は、こういう事業所は数件ということで限られるということではあるんですけども、制度全体として、こうやって6年、先延ばし先延ばしというやり方が妥当なのかどうかということについて、所見をお伺いできればと思うんですが。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 今回は、国のほうが基準省令を変えて、そしてそれに応じて私どもの条例を改正したと、こういう経緯であります。もともとですね、この主任介護支援専門員を管理者にするというのは、質の向上という要素がございますけれども、議員御指摘のとおり介護業界そのものが人材不足ということもございまして、そういったところから今回こういった例外規定を設けたということでもあります。

私どもとしては、こういう改正の趣旨、それから社会状況を見ながら、条例のほうも基準省令にのっとった形で改正した上で適切に運営してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第64号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 5分 休憩

---

午前10時10分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第6 第65号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第6 第65号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第65号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、居宅訪問型保育について、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正があったことから、これに適合するように、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第39条第4号の改正は、保護者の疾患や障害等により、養育を受けることが困難な乳幼児に対し、居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化するため、規定を加えるものであります。

最後に附則であります、条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） 1点、確認させていただきたいんですが、国の法改正があったということなんですけれども、その経緯について、どういう経緯があって、こういう今回、明確化がされたのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 今回の改正につきましては、子ども・子育て支援新制度、施行後5年ということで見直しに係る対応でございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第65号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第7 第66号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第7 第66号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第66号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、学童保育所の利用に係る育成料等について、市で要件を確認できる場合は、あらかじめ軽減後の額を賦課する形式に改めるため、本条例の一部改正について御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第7条の改正は、現行、一律の金額としている育成料等について、世帯の状況に応じて、それぞれ規定する金額に改めるものであります。

第8条の改正は、第7条の改正により不要となる減額の規定を削除するとともに、他の規定の整備を行うものであります。

これらの改正により、これまで必要であった育成料等の減免申請が一部を除き不要となり、新型コロナウイルス感染症感染拡大等に伴う感染機会増加の回避や、保護者負担の軽減が図られるものであります。

なお、免除が適用される方の範囲や、その金額については変更はございません。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を令和3年4月1日とするものであります。ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行するものであります。

附則第2項及び第3項は、経過措置に関する規定であります。

附則第2項は、改正後の規定を、令和3年4月以後の月分の育成料等に適用することを定めるものであります。

附則第3項は、令和3年4月以後の月分の育成料等の決定等は、条例の施行日前においても、改正後の規定の例により行うことができるとするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） 幾つか確認をさせていただきたいんですが、基本的には生活保護など受けてる場合は、自動的に減免になるものというふうに理解したんですが、これ保護者の周知を今後行うと思うんですが、どのように行うのか、具体的に教えていただければと思います。

それから、一部を除きということですので、コロナの影響等もあって急激に家計なんかが減った場合は、保護者のほうから減免申請することも可能だというふうに理解したんですけども、それで正しいのかどうかと

いうことと、あと経過措置のところの、これ遡って施行の日以前においてもってことなので、遡って減免になるという理解でいいのか、確認をさせてください。

○青少年課長（石川博隆君） まずはですね、保護者の方の周知でございますが、こちらですね、まず学童利用所の案内におきましてですね、減免の制度の存在をお知らせするという形になります。

それで入所申請の後ですね、入所審査と合わせた形で、こちらのほうですね、兄弟、非課税等につきまして、また生活保護の情報につきましては、こちらのほうで確認をしまして、あらかじめ減免後の金額を賦課した形で入所決定を行うという形になります。

それから、生活困窮の方々につきましてもですね、あらかじめ権限が受けられる方だけでなくですね、広くこういった形、減免がありますよということは周知をさせていただきますので、引き続き窓口において手続、御申請のほう受け付けさせていただくという形になってございます。

それから、こちらの附則の遡ってという形でございますが、こちらの減免の手続、申請のほうですね、不要という形になりまして、今までですと申請をした月分から減免を開始という形で決定させてございますけれども、今回の手続不要という形になりまして、こちらのほうで決定をした時点から、あらかじめ軽減がされた金額でお願いするという形になります。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第66号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第8 第67号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第8 第67号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第67号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しを行うため、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定であります。

均等割額の7割・5割・2割軽減の算定における各軽減判定所得の基準について、基礎控除相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、一定の基準を超える給与所得者及び公的年金等所得者の合計数が2以上の場合、合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を、これに加えるものであります。

付則第2項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定であります。第23条で規定する65歳以上の公的年金等所得者に係る公的年金等の収入金額の基準額を110万円から125万円に改めるとともに、その他文言整理を行うものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を令和3年1月1日とするものであります。

附則第2項は、国民健康保険税に関する経過措置の規定で、改正後の条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） これは所得税、住民税で基礎控除が上がって、給与所得控除や年金控除が下がったんですかね。

これに対応して、所得が同じであるにもかかわらず、収入が同じであるにもかかわらず負担が増えてしまうということ、国保税においても回避するための措置ということで理解しましたけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 一般の税制改正によりまして、意図していない影響や、不利益が生じないような改正も、市の税条例の一部改正に盛り込んでおります。したがって、7割・5割・2割の均等割の軽減の対象となっていた世帯が、今回の制度改正の理由に、対象から外れてしまうような影響は生じないものというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第67号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第9 第73号議案 東大和市第三次基本構想について

○議長（中間建二君） 日程第9 第73号議案 東大和市第三次基本構想について、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第73号議案 東大和市第三次基本構想につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、その目標を達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、望ましい地域社会を築き上げていくための指針としての役割を持つものであります。

現在の東大和市第二次基本構想が、令和3年度で構想期間が終了となりますことから、まちづくりの新たな指針を定めるため、令和4年度を初年度とし、令和23年度を目標年次といたします東大和市第三次基本構想を策定するものであります。

この第三次基本構想につきましては、東大和市総合計画審議会の御意見を伺いながら検討してまいりましたが、令和2年10月に、総合計画審議会から答申をいただきましたので、御提案申し上げるものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

最初に、はじめにであります。基本構想の策定に取り組む趣旨と、総合計画の位置づけについて記載しております。社会・経済情勢が大きく変化する中で、特に課題となっているのが、少子高齢化と人口減少への対応であるとした上で、活力あるまち、持続可能なまちを目指して、基本構想を策定することとしております。

次に、第1章であります。基本構想の意義と役割について記載しております。

次に、第2章では、基本構想の前提といたしまして、目標年次や将来人口の見通しなどについて記載しております。

次に、第3章では、まちづくりの基本姿勢といたしまして、市民生活の向上、市民自治の確立、市民文化の発展の3点を挙げております。

次に、第4章のまちづくりの目標であります。目指す将来の都市像を「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」



とし、6つの基本目標を掲げております。

次に、第5章のまちづくりの基本施策であります、第4章のまちづくりの目標を実現するための施策の大綱を明らかにしております。

1は、「子どもたちの笑顔があふれるまちづくり」で、主な内容は、子育て支援、子どもたちの健全育成、学校教育となっております。

2は、「健康であたたかい心のかよいあうまちづくり」で、主な内容は、健康、高齢者福祉、障害福祉、社会保障・地域福祉となっております。

3は、「安全・安心で利便性が高いまちづくり」で、主な内容は、防災・減災、防犯、市街地整備、道路・交通となっております。

4は、「心豊かに暮らせるまちづくり」で、主な内容は、人権、コミュニティ活動、生涯学習、平和・文化、スポーツ・レクリエーション活動となっております。

5は、「環境にやさしいまちづくり」で、主な内容は、自然環境、廃棄物、生活環境となっております。

6は、「暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり」で、主な内容は、商工業、都市農業、消費生活、観光・ブランドプロモーションとなっております。

最後に、第6章の基本構想を実現するためにありますが、基本構想の実現を支える持続可能な行財政運営に取り組み、長期的・総合的なまちづくりを推進していくこと、そして次の代の人々にも誇れる地域社会の実現を目指していくことなどについて記載しております。

以上、第三次基本構想の内容につきまして、御説明を申し上げます。

この第三次基本構想を、令和4年度からのまちづくりの新たな指針といたしまして、「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」の実現に向けまして、各施策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） 御説明ありがとうございました。

それでは、幾つか質疑をさせていただきます。

まず、このまちづくりの目標というところでございますけれども、東大和市では、旧日立航空機株式会社変電所を、戦災建造物として保存をしていくということを強力に進めながら、そこを中心に平和事業について熱意を持って取り組んできています。

また、将来にわたって二度と同じようなことを起こさない、悲惨な戦争を起こさないという意味では、この平和事業、さらに力を入れていくということを考えますと、この将来の都市像の「水と緑と笑顔が輝くまち 平和都市 東大和」としていくべきではないかということ、会派としてこれまでも訴えてまいりましたが、この点についてどのような見解をお持ちかを伺いたいと思います。

もう一点は、今、世界的に、国連を中心といたしまして推進がされております持続可能な開発目標、SDGsの取組について、この20年にわたる基本構想の中に落とし込んでいくべきではないかということも、会派としてこれまでも訴えてまいりましたが、この点についての見解も伺いたいと思います。

○企画財政部副参事（藤本貴史君） まず、1点目の将来都市像の関係でございます。

将来都市像につきましては、今回、総合計画審議会の中で御審議いただきました。こちらの審議に当たりましては、第三次基本構想の策定の共通認識といたしまして、まちづくりの基本的な考え方について整理をしていただきました。

そちらの検討の経過においては、都市像の関係では、平和の文言が入った将来都市像についてもですね、候補の1つとして上げられた経緯がございます。

しかし、先ほど御説明しました共通認識では、少子高齢化と人口減少が進展する中でも、活力あるまち、持続可能なまちを目指すということにしております。この共通認識に基づきまして検討した結果、こちらの共通認識を端的に表す言葉としまして、「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」となったというような経緯がございます。このような経緯で、将来都市像について検討してきたというところでございます。

続きまして、2点目のSDGsの関係でございます。

SDGsの関係は、国連の採択されました持続可能な世界を実現するための国際目標であるというふうに認識しております。その目標年次であります、令和12年、国連では2030年を目標としております。

このたび策定いたします第三次基本構想につきましては、令和23年度を目標年次としております。このようなことからですね、今後検討してまいります第五次基本計画、こちらの中でSDGsの反映について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 何点か伺います。

この基本構想の中で、持続可能なまち、それから持続可能なまちづくりという言葉が出てきますけれども、これはどういうことを指しているのか。最後に出てくる持続可能な行財政運営ということを指しているという理解でいいのかどうか伺います。

今、コロナの感染が拡大する中で、個人の経営や暮らしが持続可能かどうかということが、大きな焦眉の課題になっているという状況の中で、この持続可能なまちという言葉がどういう意味なのか。

それから、行財政運営ということであったとすると、これが強調されなくてはならないような無駄遣いが、当市の中で進んでいるということなのかどうかですね。

それから、この持続可能な行財政運営との関わりでいうと、日本全国では40%近くが非正規雇用になっていて、これが格差と貧困を大きく広げる土壌になってるわけですが、当市においても非正規雇用が随分大きく拡大されてきています。ここら辺についての認識、問題意識ですね、どうなのか伺いたいと思います。

それから、今御説明ありました特に課題となっているのが、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応ということですが、衆参両院でも、気候危機にどう立ち向かうのかということで決議も採択されたようですが、人口減少どころか、人類そのものが生存できるかどうかという気候危機や感染症ですね、こういう地球環境の破壊の問題、それから今申し上げた格差と貧困の拡大の問題、それから核兵器の廃絶については、核兵器禁止条約も採択されて動き出してるわけですが、こうした大きな課題、様々ある中で、この気候危機の問題や格差、貧困の拡大の問題や、核兵器の脅威の問題といった問題が、太い軸として記載されずに、この人口減少への対応というところが特に触れられて、これが大きな柱、軸になっているという構造ですね、これがどうしてこのようになっているのか伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 1点目の持続可能なまちづくり、行財政運営ということでございます。

現在、東大和市としまして、将来のこの基本構想に基づいて、施策を展開していくという背景にあるのが、

今おっしゃられたように人口減少が、直面している大きな課題であるということです。これは東大和だけでなく、日本全国、同様の課題でございます。

それは一つには、やっぱり財政上の問題で捉えますと、歳入の減少、そして高齢化に伴う歳出の増加ということでございます。これから東大和市が持続していくという意味は、やはり限られた財源を、歳入を使って、歳出をそこに充てていくということでございます。

今後は歳入が減る見込みですので、事業をやはり見直したり、選択していく中でですね、行政サービスを本当に必要なところに充てていくというようなことも、考えていく必要もあると考えております。

そういう面では、市民の皆様のお力も借りながらですね、そのコミュニティーだったり、あるいは協働という側面もあるかと思っておりますけれども、そういうお力も借りながら、行財政運営をしていく必要があるというふうに捉えております。

そのような意味で、持続可能なまちづくりは、行財政運営だけでなくですね、市民の皆様、事業者の皆様にも、市政運営に協力していただきながら、豊かなまちづくりをしていきたい、目指していきたいという思いを込めて、こういう言葉を使っているものであります。

また、人口減少だけでなくですね、気候危機や、あるいは感染症などの問題ということもでございます。様々ですね、私どもも時代の背景の中で、社会経済情勢が大きく変化しております、やはり環境問題の深刻化や自然災害の深刻化ということも、基本構想の初めの部分で申し上げております。そういう意味では、時代の流れに即した基本構想をつくるという意味で、その背景を取り入れているところでございます。

一方で、施策に展開するに当たりますと、まちづくりの基本施策というところがございまして、それぞれの分野ごとに取組を進めていくという関係がありますので、今おっしゃられたような課題、特に東大和市における行政課題につきましては、それぞれの基本施策の中で展開していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 第73号議案 東大和市第三次基本構想についてに対し、反対討論を行います。

都市像について、「水と緑と笑顔が輝くまち」という言葉で、平和で、命と暮らし、人権が守られ、環境破壊を許さないまちの在り方が示されていると考えます。

また、基本目標については、平和という言葉や、違いを認め合い、権利が守られるという言葉なども入れてほしいとも考えますが、これらをもって反対とは考えません。

基本施策については、幾つか意見があります。

3、「安全・安心で利便性が高いまちづくり」のところで、「自助・共助・公助の理念のもとに」という文言についてです。

災害対策は、災害が発生した後の応急対策や、復旧・復興対策だけでなく、災害の発生を抑え、被害の拡大を防止するための予防対策を重視した政策に転換する必要があります。

第1に、防災を無視した開発をやめ、必要な防災施設の整備と安全点検を徹底するなど、防災まちづくりを進めること。

第2に、観測体制の整備を進め、消防や住民などを中心とした地域・自治体の防災力を強化すること。

第3に、災害が発生した場合には、再度災害を防止するとともに、全ての被災者を対象にした生活と生業の再建を行うことです。

政治の責任は、こうした公助、この政治の責任を果たすことが、今求められています。また、福祉や教育、文化、スポーツ活動を支える施設整備やサービス提供体制の整備については明記すべきと考えます。

日本共産党が、基本構想に反対する理由について述べます。

気候危機や格差と貧困の拡大など、様々な喫緊の課題があるにもかかわらず、基本構想では、特に課題となっているのは、少子高齢化と人口減少への対応だとして、限りある財源や人的資源の中で、持続可能な行財政運営に取り組み、公共施設等の総量の縮減に取り組んでいくとしています。高齢化でお金がかかるのに、それを支える人口が減るので、施設もサービスもカットしないといけないということです。政治の失敗がもたらした少子化と人口減少を盾に、国民に負担増と福祉の削減を押しつける側に自治体が立つべきではありません。

2019年に改定された国連の将来人口推計によると、2020年から2100年の人口増減率は、日本、マイナス40.7%に対し、ドイツ、マイナス10.8%、フランス、プラス0.3%、イギリス、プラス15%、アメリカ、プラス31.1%となっています。

人口減少社会は、日本の政治のゆがみが作り出した日本に特異な問題であり、これと正面から取り組むことこそ、日本の政治に求められています。

15年前にフランスが、合計特殊出生率、2.01を回復した際に、フランスの子育て施策を検討し、日本の子育てで予算の3倍が必要になるから無理と投げ出してしまった情けない政治の転換こそが求められています。

また、人口が減少しようとも、科学と生産力の急速な発展によって累増する富が、人類の生存と人間らしい豊かな暮らしを送るに、十分過ぎるほど蓄えられていることは動かしがたい事実です。多くの飢餓が人類の生産力の不足ではなく、世界的な格差の拡大によってこそもたらされているということを、今では誰もが知っています。

日本でも、もうけを増やして、史上空前の内部留保を積み上げている大企業に減税が振る舞われ、穴埋めに貧しいほど重い逆進性の強い消費税増税が繰り返されました。政治の責任は、人口が減って税収が減るから、施設もサービスも減らすなどと、市民に犠牲を強いることではありません。富の再配分を適正に行い、格差を是正することで、環境破壊を止めることで、核兵器を廃絶することで、全ての人類が、市民が豊かに人間らしく生きられる社会をつくることこそ政治の責任であるはずで

市民に最も身近な自治体である東大和市は、新自由主義の名の下に弱肉強食を一層助長する政府の論理にからめ捕られるのではなく、国に十分な財源措置を求め、地方自治法に定められた住民の福祉の向上という自治体の目的を果たすために力を尽くすべきです。

以上、反対討論とします。

[ 6 番 尾崎利一君 降壇]

[ 18番 東口正美君 登壇]

○18番（東口正美君） 公明党の東口正美です。

私は公明党を代表し、東大和市第三次基本構想に賛成の立場で討論を行います。

令和4年度から20年間を構想期間とする東大和市第三次基本構想は、東大和市が目指す将来ビジョンを示した長期計画であり、今後、市が取り得る全ての施策が、この基本構想に基づき実施されるものであると認識しております。

今、私たちは世界的なコロナ禍の中で、新しい生活様式への対応が迫られ、当たり前であった日常が当たり前でなくなり、社会のありようや、一人一人の人間としての生き方や、価値観までもが大きく見直さざるを得ない状況となっております。

そのような誰も経験したことのない未曾有のパンデミック危機の中で、東大和市の将来を見据え、本構想を取りまとめられた総合計画審議会委員の皆様、担当部局の皆様の献身的な御努力に心から敬意を表し、感謝申し上げます。

第三次基本構想の策定においては、中学生アンケートや市民意識調査、市民ワークショップなど、新たな手法で幅広く市民のニーズを酌み取る努力を行い、まちづくりの基本施策に反映させる努力を重ねてこられました。

その結果、第二次基本構想で示された市民生活の向上、市民自治の確立、市民文化の発展の3つのまちづくり基本姿勢を継承しつつ、さらに、まちづくりの目標と基本施策の第1に「子どもたちの笑顔があふれるまちづくり」を掲げ、子育て支援と教育、健康、安全・安心のまちづくりなど、公明党としても、これまで繰り返し充実を求めてきた施策に、最優先で取り組む姿勢がより一層明確になりました。

このことは、尾崎市長が目指す日本一子育てしやすいまちづくり、シニアが活躍できるまちづくり、また市制施行50周年記念事業として取り組まれた健幸都市宣言や、子ども・子育て憲章の理念が本構想に反映されたものであると高く評価するものであります。

一方、第三次基本構想の策定段階においては、これまでと異なり、総合計画審議会委員に、市議会議員からの選出がなされなかったことから、私ども公明党会派としては、市議会での一般質問や全員協議会等において、東大和市のオンリーワンの特徴的な事業として、平和のシンボルである変電所の保存を通した平和事業のさらなる展開を進めるため、国連が進める平和の文化を通した平和都市構想の構築や、普遍的な目標として、誰も置き去りにしないという理念を掲げた、世界共通の持続可能な開発目標、SDGsを基本構想に反映していくべきではないかと主張してまいりました。

本構想においては、基本施策、「心豊かに暮らせるまちづくり」の中で、市民の平和意識の高揚に取り組み、誰もが地域への愛着や誇りを感じることができるまちづくりを進めることが示されております。

核兵器の廃絶と世界の恒久平和への努力を誓う、東大和市平和都市宣言を有する本市においては、国連が目指す平和の文化やSDGsの理念を基本構想に明確に位置づけ、示すべき将来都市像の中に、平和都市の姿を記すことが最もふさわしかったのではないかと考えます。

また、今まさに直面する世界共通の最大の脅威であるコロナ禍が長引けば長引くほど、我が国においても、貧困家庭における子供、女性、障害者、高齢者等の社会的弱者が、さらに生活困窮に追いやられる懸念があります。だからこそ、誰も置き去りにしないとの理念を掲げたSDGsが、本市の施策の中で具体的に展開され

ることが何よりも重要となってまいります。

国連では、SDGsの目標達成年度を2030年とし、この10年間を行動の10年と位置づけています。

私ども公明党は、今後この第三次基本構想に基づいて策定される10年間の基本計画を、東大和市のSDGs推進計画と位置づけ、本構想の中で、まちづくりの基本姿勢の第1に掲げる市民生活の向上、すなわち「すべての市民が健康で幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の安定とその向上を目指していきます。」との理念が、基本計画の中で、より具体的な施策として展開していかれるように、市の一層の取組を強く望みます。

本構想を具体的に実現していくためには、何よりも市民の皆様のお一人お一人が、まちづくりの主体者として市政に参画していただく、市民協働をさらに強力に進めることが重要となってまいります。そして、本構想が目指す活力あるまち、住み続けたいまち、住んでみたいまちと言われる魅力あふれる東大和のまちづくりを進めるためには、市政のトップリーダーたる尾崎市長の強力なリーダーシップが不可欠であります。

本構想を基に、これからも東大和市の平和、文化、教育施策が幅広く展開され、どこまでも社会的弱者に寄り添った、誰も置き去りにしないとのSDGsの理念が広く共有される施策が講じられることを期待し、公明党を代表しての賛成討論といたします。

[18番 東口正美君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第73号議案 東大和市第三次基本構想について、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

---

午前11時 1分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第10 第68号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第7号）

○議長（中間建二君） 日程第10 第68号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第7号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第68号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第7

号)につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和2年度予算執行も下半期となり、残り数か月の執行期間となってまいりましたが、職員の人事異動等に伴います各科目の職員人件費の増減、障害者に係る自立支援給付費及び生活保護費の増額、新型コロナウイルス感染症の対策としまして、新たに実施する新生児臨時特別給付金の給付に係る経費、キャッシュレス決済による消費活性化事業委託料の増額などについて、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,113万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ452億3,417万7,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は1億1,971万2,000円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金、保育所委託費負担金及び生活保護費負担金の増額等であります。

第16款の都支出金は1億6,106万3,000円の増額で、保育所委託費負担金の増額及び高齢者等に対する季節性インフルエンザ定期予防接種特別補助事業補助金の計上等であります。

第18款の寄附金は1,325万円の増額で、一般寄附金の増額であります。

第19款の繰入金は2億2,857万5,000円の増額で、財政調整基金とりくずしの増額であります。

第21款の諸収入は853万6,000円の増額で、地域環境力活性化事業補助金及び暑熱対応設備整備費助成金の増額等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の議会費は15万円の増額で、職員人件費の増額であります。

第2款の総務費は1,907万3,000円の増額で、市税過誤納還付金等の増額及び職員人件費の減額等によるものであります。

第3款の民生費は3億342万9,000円の増額で、新生児臨時特別給付金事業費及び新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上や、民間保育園運営委託・補助事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は1億2,259万5,000円の増額で、予防事業費及び清掃管理事務費の増額等であります。

第6款の農林業費は195万円の増額で、職員人件費及び農業振興対策事業費の増額であります。

第7款の商工費は6,960万3,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額及び観光推進事業費の減額等であります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。

第8款の土木費は3,987万円の増額で、道路補修事業費及び公園管理費の増額等であります。

第9款の消防費は917万1,000円の増額で、消防事務委託費の増額等であります。

第10款の教育費は3,470万5,000円の減額で、学校行事・部活動等運営支援事業費及び平和事業費の減額等があります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長(田代雄己君) それでは、補正予算事項別明細書につきまして、御説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

初めに、歳入であります。

15款国庫支出金は1億1,971万2,000円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1億1,185万2,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は1,162万4,000円の増額ありますが、対象経費の見込み増に伴う障害者自立支援給付費等負担金の増額であります。

2節児童福祉費負担金は6,055万1,000円の増額であります。

保育所委託費負担金は5,719万3,000円の増額で、対象経費の増によるものであります。

3節生活保護費負担金は3,967万7,000円の増額であります。

生活保護費負担金は3,843万円の増額で、対象経費の見込み増によるものであります。

2項国庫補助金は786万円の増額であります。

1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金は229万6,000円の増額であります。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は149万6,000円の増額で、当初予算で歳出予算を計上しました戸籍事務システムの修正に係るものであります。

2目民生費国庫補助金は58万1,000円の増額であります。

2節児童福祉費補助金は182万9,000円の増額ありますが、第三小学校の校舎内に設置する学童クラブの整備等に係る子ども・子育て支援交付金の増額であります。

3節生活保護費補助金は124万8,000円の減額ありますが、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の減額であります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は498万3,000円の増額ありますが、母子保健衛生費補助金の増額であります。

9ページをお開きください。

16款都支出金は1億6,106万3,000円の増額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金は3,608万8,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は612万8,000円の増額であります。

障害福祉課の障害者自立支援給付費等負担金は581万2,000円の増額で、対象経費の見込み増によるものであります。

2節児童福祉費負担金は2,996万円の増額であります。

保育所委託費負担金は2,859万7,000円の増額で、対象経費の増によるものであります。

2項都補助金は1億2,479万1,000円の増額であります。

1目総務費都補助金、2節総務管理費補助金は413万5,000円の減額であります。



東京2020大会開催関連事業費補助金は365万5,000円の減額で、関連する事業の中止によるものであります。

2目民生費都補助金は1,334万2,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は792万9,000円の増額であります。

高齢介護課及び障害福祉課の在宅要介護者の受入体制整備事業補助金は、それぞれ190万7,000円の計上で、在宅で高齢者や障害者の方を介護している家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、要介護者を施設で受け入れるための体制整備に係る補助金を計上するものであります。

2節児童福祉費補助金は541万3,000円の増額であります。

子育て支援課の子供・子育て支援交付金は326万8,000円の増額で、第三小学校の校舎内に設置する学童クラブの整備等に係る交付金の増額であります。

11ページをお開きください。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は9,803万6,000円の増額であります。

1番目の区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金は2,700万円の計上で、宿泊機能を有する介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の職員及び利用者等に対するPCR検査の実施等に係る補助金の計上であります。

4番目の高齢者等に対する季節性インフルエンザ定期予防接種特別補助事業補助金は5,781万2,000円の計上で、65歳以上の高齢者の方へのインフルエンザ定期予防接種の自己負担分に係る補助金の計上であります。

4目農林業費都補助金、1節農業費補助金は190万円の増額であります。農地の創出・再生支援事業費補助金の計上であります。

5目商工費都補助金、1節商工費補助金は2,000万円の増額であります。地域産業活性化に向けた緊急支援事業費補助金の計上であります。

8目教育費都補助金は435万2,000円の減額であります。

5節保健体育費補助金は585万2,000円の減額であります。多摩湖駅伝大会等の中止に伴うスポーツ振興等事業費補助金の減額であります。

6節幼稚園費補助金は150万円の増額で、感染症対策に係る私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の増額であります。

3項委託金、2目民生費委託金は18万4,000円の増額であります。

1節社会福祉費委託金は4万4,000円の増額であります。特別弔慰金受付事務費交付金の計上であります。

2節児童福祉費委託金は14万円の増額であります。新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業事務費交付金の増額であります。

13ページをお開きください。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金は1,325万円の増額であります。ふるさと納税等によります一般寄附金の増額であります。

15ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は2億2,857万5,000円の増額であります。

一般会計補正予算（第7号）の財源調整としまして、財政調整基金とりくずしを増額するものであります。

17ページをお開きください。

21款諸収入、5項1目1節雑入は853万6,000円の増額であります。

環境課の地域環境力活性化事業補助金は775万5,000円の増額で、狭山緑地及び野火止用水の保全事業に係る補助金の増額であります。

また、暑熱対応設備整備費助成金は465万8,000円の増額で、立野公園におけるゴムチップ歩道の暑熱対策舗装工事に係る助成金の増額であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は5億3,113万6,000円の増額で、補正後の予算額は452億3,417万7,000円となるものであります。

19ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

1款1項1目議会費は15万円の増額であります。

1の職員人件費は15万円の増額であります。

職員等の人件費の補正につきましては、ここで一括して説明させていただき、各款に補正計上しました職員人件費につきましては、補正予算書・説明欄の内容説明を省略させていただきます。

恐れ入ります。75ページをお開きください。

補正予算給与費明細書であります。

初めに、1の特別職の表であります。

区分の欄の一番下の比較の欄にありますその他の特別職の項目につきましては、スポーツ推進委員等に係る報酬を117万9,000円減額するものであります。

次に、76ページの2、一般職の(1)総括の表であります。

給与費のうち報酬は91万円の減額、給料は4,150万円の減額、職員手当等は2,266万6,000円の増額で、給与費の計で1,974万4,000円の減額であります。また、共済費は911万7,000円の増額で、合計では1,062万7,000円を減額するものであります。

77ページをお開きください。

ア、会計年度任用職員以外の職員の表であります。

給与費のうち給料は4,150万円の減額、職員手当等は2,261万2,000円の増額。また、共済費は907万円の増額で、合計では981万8,000円を減額するものであります。

次に、78ページのイ、会計年度任用職員の表であります。

給与費のうち報酬は91万円の減額、職員手当等は5万4,000円の増額、また共済費は4万7,000円の増額で、合計では80万9,000円を減額するものであります。

79ページをお開きください。

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細の表であります。

給料につきましては4,150万円の減額で、職員の異動等による減分であります。

職員手当等は2,261万2,000円の増額で、内訳としましては、職員の異動等による減分が1,085万円、時間外勤務手当の増分が3,346万2,000円であります。

職員等の人件費の説明は以上であります。

恐れ入りますが、21ページにお戻りください。

2款総務費は1,907万3,000円の増額であります。

1項総務管理費は1,534万3,000円の増額であります。

1 目一般管理費は166万8,000円の減額であります、職員人件費の補正であります。

2 目文書費、3 の情報公開・個人情報保護事務費は19万2,000円の増額で、個人情報保護審議会委員報酬等の増額であります。

4 目財政管理費、1 の財政事務費は2,000円の増額、5 目会計管理費、1 の会計事務費は8,000円の増額であります、いずれも会計年度任用職員社会保険料の増額であります。

23ページをお開きください。

6 目財産管理費、1 の庁舎管理費は47万8,000円の増額であります、市長会のリモート会議導入に向けたLAN配線等工事費の計上であります。

7 目企画費は401万9,000円の減額であります。

1 の企画業務費は354万8,000円の増額で、ふるさと納税に係る寄附返礼品等の増額であります。

4 の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会気運醸成事業費は756万7,000円の減額で、大会の延期に伴う経費の減額のほかに、聖火リレーのトーチ展示に係る印刷製本費等を増額するものであります。

25ページをお開きください。

10 目電算管理費、2 の社会保障・税番号制度推進事業費は80万円の増額であります、マイナポイント普及啓発事業に係る消耗品費の増額であります。

11 目文化振興費は441万円の増額であります。

1 の市民会館運営費は381万1,000円の増額で、市民会館泡消火設備改修工事費など、消防設備の更新等に係る工事請負費等の増額であります。

2 の新型コロナウイルス感染症対策事業費は59万9,000円の増額で、ホール等に設置するパーティションの購入費の計上であります。

13 目市民センター費は89万円の増額であります。

2 の奈良橋市民センター管理費及び5 の上北台市民センター管理費は、いずれも施設修繕料の増額であります。

15 目諸費は1,425万円の増額であります。

1 の市税過誤納還付金等は1,300万円の増額で、今後の還付金等の見込み増によるものであります。

27ページをお開きください。

2 項徴税费、1 目税務総務費は5万円の増額であります、職員人件費の補正であります。

3 項1 目戸籍住民基本台帳費は365万円の減額であります、主に職員人件費の補正であります。

29ページをお開きください。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費は363万円の増額、5 項統計調査費、1 目統計調査総務費は260万円の増額、6 項1 目監査委員費は110万円の増額であります、いずれも職員人件費の補正であります。

31ページをお開きください。

3 款民生費は3億342万9,000円の増額であります。

1 項社会福祉費は6,139万7,000円の増額であります。

1 目社会福祉総務費は299万4,000円の増額であります。

4 の介護保険事業特別会計繰出金は248万7,000円の増額、5 の後期高齢者医療特別会計繰出金は180万円の減額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

33ページをお開きください。

3目老人福祉費は1,940万8,000円の増額であります。

18の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,990万8,000円の増額で、在宅で高齢者の方を介護している家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、要介護者を宿泊機能を有する介護サービス事業所等で受け入れるための体制整備に係る委託料、並びに宿泊機能を有する介護サービス事業所の職員及び利用者等がPCR検査を受けるための補助金を計上するものであります。

35ページをお開きください。

4目障害者福祉費は3,899万5,000円の増額であります。

4の自立支援給付費等事業費は2,803万1,000円の増額で、放課後等デイサービス、共同生活援助等の利用者の見込み増に伴います自立支援給付費等の増額であります。

21の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,090万8,000円の増額で、在宅で障害者の方を介護している家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、要介護者を宿泊機能を有する障害福祉サービス事業所で受け入れるための体制整備に係る委託料、並びに宿泊機能を有する障害福祉サービス事業所の職員及び利用者等がPCR検査を受けるための補助金を計上するものであります。

2項児童福祉費は1億8,260万6,000円の増額であります。

1目児童福祉総務費は5,709万9,000円の増額であります。

37ページをお開きください。

11の新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業費は14万円の増額で、児童扶養手当受給世帯等を対象とした食料品等の提供に係る事務に係る経費を増額するものであります。

12の新生児臨時特別給付金事業費は6,167万円の計上であります。

この事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける期間に、妊産婦であった方などの行動制約等における心労を見舞うとともに、出産後は感染予防に努めるため養育にかかる追加支出を余儀なくされている家庭を支援することにあります。

国の特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた新生児、1人当たり10万円の新生児臨時特別給付金を、その保護者に対し給付するものであります。

2目児童措置費は1億3,659万7,000円の増額であります。

1の児童措置管理事務費は229万円の増額であります。幼児教育・保育の無償化により文書量が増加したことに伴う、永年文書デジタル化業務委託料の計上等であります。

39ページをお開きください。

2の民間保育園運営委託・補助事業費は1億2,864万円の増額で、保育単価の改正等に伴う民間保育園の運営費委託料及び保育園運営費補助金等の増額であります。

7の小規模保育事業費は566万7,000円の増額で、児童数の増及び登園自粛期間の保育料減額相当分の支給に係る地域型保育給付費補助金の増額であります。

3目市立保育園費は853万3,000円の減額であります。主に職員人件費の減額によるものであります。

6目児童館費は67万5,000円の増額であります。

2のかみきただい児童館運営費は107万1,000円の増額、3のむこうはら児童館運営費は53万9,000円の増額、6のさくらがおか児童館運営費は93万5,000円の減額であります。いずれも会計年度任用職員の報酬の増減

であります。

41ページをお開きください。

7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は531万8,000円の増額であります、(仮称)第三小学校内学童クラブ整備工事費の計上等であります。

8目心身障害児通所施設費は855万円の減額で、職員人件費の補正であります。

3項生活保護費は5,898万6,000円の増額であります。

1目生活保護総務費は774万6,000円の増額であります、主に職員人件費の増額によるものであります。

43ページをお開きください。

2目扶助費、2の生活保護援護事業費は5,124万円の増額であります、被保護世帯数の見込み増に伴う生活保護費の増額であります。

4項1目国民年金費は44万円の増額で、職員人件費の補正であります。

45ページをお開きください。

4款衛生費は1億2,259万5,000円の増額であります。

1項保健衛生費は1億93万9,000円の増額であります。

1目保健衛生総務費は86万1,000円の増額で、職員人件費の補正であります。

2目予防費は9,387万6,000円の増額であります。

1の予防事業費は9,364万5,000円の増額で、65歳以上の高齢者の方へのインフルエンザ定期予防接種の自己負担分2,500円の無料化に伴う予防接種委託料等の増額であります。

3目保健センター費、1の保健センター運営費は38万4,000円の増額であります、新型コロナウイルス感染症の対応等により、電話料等を増額するものであります。

47ページをお開きください。

5目休日診療費、1の休日急患診療所運営費は100万円の増額であります、感染症対策用備品購入費の計上等であります。

7目環境保全費は481万8,000円の増額であります。

6の野火止用水保全対策事業費は561万円の増額で、ナラ枯れ被害樹木の伐採等に係る野火止用水維持管理委託料の増額であります。

2項清掃費、1目清掃総務費は2,165万6,000円の増額であります。

2の清掃管理事務費は1,609万8,000円の増額で、指定収集袋等管理業務委託料等の増額であります。

49ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、2目農業総務費は165万円の増額で、職員人件費の補正であります。

3目農業振興費、1の農業振興対策事業費は30万円の増額であります、農地の創出・再生支援事業補助金の計上等であります。

51ページをお開きください。

7款1項商工費は6,960万3,000円の増額であります。

1目商工総務費は90万円の減額で、職員人件費の補正であります。

2目商工振興費は7,440万円の増額であります。

5の新型コロナウイルス感染症対策事業費は7,600万円の増額で、キャッシュレス決済による消費活性化事

業委託料の増額であります。

3目観光費、1の観光推進事業費は389万7,000円の減額であります。うまかんべえ～祭の中止に伴います実行委員会運営費補助金の減額等であります。

53ページをお開きください。

8款土木費は3,987万円の増額であります。

1項土木管理費、1目土木総務費は775万7,000円の減額で、主に職員人件費の補正であります。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、4の道路補修事業費は800万円の増額で、道路補修費の増額であります。

3項都市計画費は3,962万7,000円の増額であります。

1目都市計画総務費は313万4,000円の減額であります。

55ページをお開きください。

6のコミュニティバス等運行事業費は426万2,000円の減額で、芋窪地区で予定しておりましたコミュニティタクシー試行運行事業が中止となったことに伴います減額であります。

2目下水道費、1の下水道事業会計繰出金は665万円の増額であります。今回の下水道事業会計の補正予算に伴うものであります。

3目公園費は3,611万1,000円の増額であります。

1の公園管理費は2,621万1,000円の増額で、上仲原公園等における公園等植生維持管理委託料の増額及び立野公園におけるゴムチップ歩道に係る暑熱対策舗装工事費の計上等であります。

57ページをお開きください。

2の狭山緑地管理費は990万円の増額で、ナラ枯れ被害樹木の伐採等に係る狭山緑地植生維持管理委託料の増額であります。

59ページをお開きください。

9款1項消防費は917万1,000円の増額であります。

1目常備消防費、1の消防事務委託費は966万8,000円の増額であります。令和2年度の委託料が確定したことに伴います消防事務委託料の増額であります。

3目消防施設費、1の消防施設管理費は146万8,000円の増額であります。防火貯水槽撤去等工事費の計上であります。

4目災害対策費、1の災害対策事業費は196万5,000円の減額であります。開催が中止となりました総合防災訓練の会場設営委託料の減額であります。

61ページをお開きください。

10款教育費は3,470万5,000円の減額であります。

1項教育総務費は2,605万2,000円の減額であります。

2目事務局費は468万4,000円の減額で、職員人件費の補正であります。

3目教育指導費は2,136万8,000円の減額であります。

14の学校行事・部活動等運営支援事業費は1,952万9,000円の減額で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う大会観戦事業に係る経費等の減額であります。

63ページをお開きください。

17の情報教育推進事業費は189万円の増額で、GIGAスクール事業の運用準備に当たり、プロバイダーを切り替えることに伴う通信サービス費の増額であります。

2項小学校費は419万6,000円の増額であります。

1目学校管理費は531万2,000円の増額であります。

1の小学校運営費は178万1,000円の増額で、倒木が危惧される樹木について伐採を行うため、学校緑化整備委託料を増額するものであります。

3目特別支援学級費、1の小学校特別支援学級事業費は111万6,000円の減額であります。宿泊学習が中止となったことに伴う減額であります。

65ページをお開きください。

3項中学校費は568万6,000円の増額であります。

1目学校管理費は769万3,000円の増額であります。

1の中学校運営費は201万7,000円の増額で、倒木が危惧される樹木について伐採を行うため、学校緑化整備委託料を増額するものであります。

3目特別支援学級費、1の中学校特別支援学級事業費は200万7,000円の減額であります。宿泊学習が中止となったことに伴う減額等であります。

4項社会教育費は1,958万5,000円の減額であります。

1目社会教育総務費は2,224万3,000円の減額であります。

67ページをお開きください。

7の平和事業費は1,291万8,000円の減額で、平和市民のつどいの中止に伴うプロジェクトマップ制作実施委託料等の減額であります。

69ページをお開きください。

3目図書館費、1の中央図書館管理費は265万8,000円の増額であります。経年劣化によります冷温水発生器等改修工事費の計上等であります。

5項保健体育費は45万円の減額であります。

1目保健体育総務費は1,316万2,000円の減額であります。

3のスポーツ振興事業費は1,242万円の減額で、多摩湖駅伝大会やロードレース大会等の中止に伴います委託料等の減額であります。

71ページをお開きください。

2目体育施設費は1,303万2,000円の増額であります。

1の体育施設運営費は687万8,000円の増額で、上仲原公園テニスコート照明設備改修工事費等の増額であります。

2の新型コロナウイルス感染症対策事業費は615万4,000円の増額で、市民プールの臨時休業に伴う補償費の増額であります。

73ページをお開きください。

3目学校給食費は32万円の減額で、職員人件費の補正であります。

6項幼稚園費、1目教育振興費、4の新型コロナウイルス感染症対策事業費は、150万円の増額であります。私立幼稚園において感染症対策に要した経費に対し、1園当たり50万円の補助金を交付するものであります。

す。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は5億3,113万6,000円の増額で、補正後の予算額は452億3,417万7,000円となるものであります。

以上で、説明を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時38分 休憩

---

午前11時42分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（荒幡伸一君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

補正予算書の37、38ページ、児童福祉総務費の新生児臨時特別給付金事業費でございますけども、こちら市議会公明党といたしまして要望しておりました、この新生児臨時特別給付金事業を具体化していただいたことに感謝申し上げます。

国の特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日以降で、今年度中に生まれた新生児の保護者に給付されるということでございますけども、東大和市で生まれた子供だけが、この対象となるのか、例えば今年度中に転入してきた新生児も対象となるのか、その点を伺いたしたいと思います。

また新型コロナウイルス感染症への対応として、これまで市では様々な対策や支援策を進めていただいておりますが、今回、市独自で給付金事業を実施することになった経緯について、改めて御説明をお願いしたいと思います。

また同じく補正予算書の43、44ページの生活保護総務費の生活困窮者自立支援事業費でございますけども、こちらのそえるの相談室に設置するパーティションの購入費ということでございますけども、考えるに、あの狭い部屋にどのように設置をするのか。また相談場所の増設などを考えてのことなのか、具体的にお伺いをしたいと思います。

同じく補正予算書の45、46ページ、予防費の予防事業費でございますけども、高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種無償化事業に係る予防接種委託料についてということでございますけども、10月1日から、こちら事業が始まり、多くの方がワクチンを接種していると思っておりますけども、現在までの接種状況と、報道ではワクチンの不足を心配する声も聞かれておりますけども、供給状況についても教えていただければと思います。

以上でございます。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 補正予算書37ページ、38ページ、新生児臨時特別給付金事業費の質問をいただきました。

まずこの給付金の対象の新生児についてでございますが、令和2年4月28日以降に市外で生まれ、転入してきた場合でも、令和3年3月31日までに転入していれば対象となります。ただし、転入前に他の市区町村で同様の給付金を受けている場合は対象となりません。

次に、この市独自で給付金事業を実施することになった経緯でございますが、市では今般の新型コロナウイルス感染症の対応策を、保健衛生や福祉、産業、教育等の様々な観点から行ってきているところでありますが、



国の給付金の対象とならなかった新生児に対する支援策につきまして、市議会の皆様をはじめ、市民の方から御要望いただいております。それらの御要望に可能な限りお応えできるよう、子育てしやすいまちとして、市長の御指示の下、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、精神的にも肉体的にも影響を受けた妊産婦であった方などの心労を見舞い、出産後の感染予防に努めるため、養育にかかる追加支出を余儀なくされている家庭を支援する給付金事業の実施をすることとしたものでございます。

以上です。

○生活福祉課長（川田貴之君） 補正予算書43、44ページ、生活困窮者自立支援事業費のパーティション購入費についてでございます。

10月の末にですね、今までのそえる事務所と、そえるの事務所の隣の相談室の間の壁を撤去いたしました。現在は広い空間で相談をさせていただいている状況でございます。

今回のパーティションの購入につきましては、そえるの相談を行う際の相談者のプライバシーを確保するため、そえるの室内の一角にパーティションで仕切りをして、面接相談場所とするものでございます。

なお、パーティションの高さは天井より低いものを使用させていただきまして、仕切られた空間が密室とならないようにいたす予定でございます。

また暴力行為など、緊急対応に備えまして、入り口と出口のドアを設置しますので、プライバシーの確保だけではなくてですね、相談員の安全性の確保も図れるようになって考えております。

以上でございます。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書46ページ、予防事業費についてでございます。

こちら高齢者インフルエンザワクチンに係るものでございますけども、ワクチンの供給につきましては、東京都が卸メーカーと調整をして安定的な供給をすることとしております。

市におきましては、市内のクリニックからワクチンの入荷がされていない状況について連絡をいただき、東京都にそれをお伝えし、東京都から卸メーカーを通じて安定的な供給を図っていただいております。

10月以降の状況といたしましては、10月中に市内のクリニックから、ワクチンが納入できないと市に報告が来た件数は全部で1,560本。11月に入ってから10本ということで、合計1,570本となっております。11月以降、10本程度ということから、ワクチンの供給的な安定は現在のところ落ち着いているものと考えております。

続いて接種者数でございますけれども、対象者が2万3,085人と今年度はなっております。10月末の時点で医療機関等、接種者数が終わったという報告が上がった数につきましては1万1,133件でございます、全体の48.2%となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 最初に、補正予算書38ページの新生児臨時特別給付金事業費のところ、申請を必要とするのか、しないのか、児童手当の振込口座などを使って、そういうふう申請がなくても給付がされるものなのか、その点の確認と、申請が必要であるということであれば、赤ちゃんが生まれたとき、いろいろ手続あって大変だと思いますので、なるべく簡便に、また周知を、漏れがないように対策をしていただきたいと思います。特に既に生まれている場合などについても、周知が大変重要だと思いますので、その辺どのようにされるのか、詳細を教えてくださいたいと思います。

それから、補正予算書42ページの学童保育所運営費の（仮称）第三小学校内学童クラブ整備工事費のところ、何点かお尋ねします。

まず、学校内の位置がどの場所に設置がされるのか。また予算のこの内訳ですね、これを教えていただきたいのと、また運用方法について詳細を教えていただきたいと思います。

それから学童保育所、学校内ということですが、学童保育所の専用の場所というふうになるのか、キッチンやトイレ、休む場所など、子供たちの生活の場としてふさわしい機能が必要だと思いますが、そういうものがちゃんと備えられるのか。また学校内ということですので、学校の教育機能の低下を招かないように、具体的にどのような学校との取決めがなされたのか。保健室ですとか昇降口、げた箱など、学校との共用部分についてどのような協議が行われたのか、この点も詳しく教えてください。

それから、次に校庭など敷地内に専用の施設を整備するという検討についてはどのように行ったのか。今回、学校内に設置するというので、設置するまでの間、どういうものを設置するかということも含めて、どのような検討を行ったのか経緯を教えてください。

次に、少人数学級の議論、国においても進んでますので、これが実現した場合、教室が足りなくなるということも考えられると思うんですが、その場合の対応としてどういう検討がなされたのか、具体的にはスペースを返還するというようなことも検討されたのか、その辺を教えてください。

次に、きよはら児童館に今、第三クラブあるわけですが、これが学校内に行くということで、この第三クラブの場所をどのように活用する予定なのか教えてください。

それから、今後ほかの学校についても、こうしたことを展開していくのか、その辺の検討状況を教えてください。

最後に、放課後子ども教室との連携をどのように行っていくのか、こちらについても詳細を教えてください。

お願いします。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 補正予算書37ページ、38ページ、新生児臨時特別給付金の給付事業についてでございます。

対象者の方ですね、申請の件ですが、申請書を直接対象者となる方を抽出してですね、その方、個々に申請書を送付させていただきます。その申請書にですね、この給付対象児と同居して生計を同じくしている父または母が給付対象者になりますので、その申請者の方の申請していただいた口座に、この給付金を振り込むという実施方法を予定しております。周知につきましては、市報ですとか、市のホームページとかですね、そういったところで広く周知していきたいと考えております。

以上です。

○青少年課長（石川博隆君） 補正予算書42ページ、学童保育所運営費、（仮称）第三小学校内学童クラブ整備工事費についての御質疑で、今大きく7点いただいておりますが、今後の他校への整備という項目以外の6点につきまして、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず第1点目ですね、学校内の学童の位置、予算内訳、運用についてでございますが、現在、教育委員会と第三小学校との話合いの中ではですね、校舎2階の東側、理科室に隣接する教室を二部屋、お借りすることとしております。そのうちの東側を学童保育所として、西側を放課後子ども教室という形で利用を想定してございます。授業が終わった後ですね、学童保育所の利用児童は、一旦、学校の昇降口を出まして、東側の外階段から2階へ上がって、東側のドアから入室し、理科室側の東側の教室で放課後の時間を過ごすということになります。放課後子ども教室がある日にはですね、西側の学童保育所の隣の教室で受付を済ませて宿題をした

りですね、その後、校庭や体育館を使用して遊んだりということをご想定してございます。

次に、今回御提案させていただいた予算額の金額の内訳でございますが、消耗品費としまして、玩具や書籍、文房具、食器類、それらを整理するものを保管するための収納ケース等ですね。また備品としましては、冷凍冷蔵庫やテレビモニター、個人情報保管のための鍵のかかる書庫や机、椅子、また児童の動線の区分けですとか、部屋を間仕切るためのパーティションなど、学校における教育活動に配慮した上で必要な物品の購入を予定してございます。

また工事請負費ですね、使用する教室や廊下への非常用照明設備や、出入口になります東側階段への照明設備の設置、塗装工事、インターホン設置のための工事にかかる必要な経費を計上してございます。

続きまして、第2点目でございますが、現在、第三小学校との協議の状況でございます。教室をですね、授業のない放課後の時間帯等のみ、学童保育所として活用させていただくもので、専用の場所を設けるというものではないというものでございます。現時点におきましては、詳細な協議はこれからでございますが、例えばトイレや手洗いの使用については、既存のものを使用させていただく方向で検討したいというふうに考えてございます。また子供たちの休む場所等ですね、生活の場につきましては、教室内でパーティションの活用等によりまして適切な環境整備に努めてまいります。

げた箱につきましては、専用のものを新たに用意しまして、開所時間に合わせて校舎2階、東側の出入口に設置する予定で考えてございます。

学童保育所内での児童のけがや急病につきましては、仕様書の中でですね、原則として受託事業者である学童保育所の職員が対応することとなっておりますので、保健室の使用や、養護教諭が第一に対応することとは想定をしてございません。

学校の共有部分につきましては、放課後にですね、学校に居残りしている児童と、学童保育所の利用児童との動線の区分けですとか、先ほど申し上げた、けがや急病等の緊急時の対応、責任の明確化等ですね、運営に関する個別具体的な事項につきましては、今後、教育委員会及び第三小学校との協議を進めてまいりたいと思っています。

第3点目としまして、学校の敷地内に学童保育所を整備するという案ですが、放課後の教室がどうしても利用できない場合の代替案という形で内部では検討してございましたが、その建築費用ですとか、第三小学校におきます児童数の推移、また今後予定されております第五小学校との統合の計画等を総合的に判断し、また国の新放課後子ども総合プランの趣旨も踏まえまして、敷地内に建設するのではなく、放課後の教室を活用するという形を第一に考えたところでございます。

4点目でございます。少人数学級が実現した場合でございますが、今般の学童保育所はですね、あくまで放課後等に一時的に教室を利用して実施させていただくもので、専ら学童専用の保育所のように教室を占有するというものではございません。今後、仮に少人数学級編制が実施されて、クラスが増えた場合でもですね、学童保育所としての実施について御協力いただけるということで、学校や教育委員会からも御了解いただいているというところでございます。

5点目でございます。きよはら児童館についてでございますが、現在、きよはら児童館内に第三クラブと第六クラブの2つの学童保育所を設置されておりますが、第三クラブが第三小学校へ移転することで、その分の育成室が空きますことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の一環としまして、第六クラブのほうで双方の育成室を活用して、密を避けた環境で運営することを考えてございます。

一番最後の放課後子ども教室の連携でございますが、放課後子ども教室は教室での学習だけでなくですね、校庭や体育館を使った活動も可能であります。ボランティアの方々が用意します昔ながらの遊びを、学童保育所の児童も一緒にみんなで体験するなど、校内での相互交流の活動を行うことによりまして、より充実した放課後を過ごせるようになると考えてございます。実際にどのように連携するかなどの詳細につきましては、今後、他市の取組事例も参考に、また放課後子ども教室のコーディネーターさんや、ボランティアの御意見も参考にしながらですね、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

私からは以上です。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 最後に私のほうからですね、6点目に御質疑いただきました今後ほかの学校にも整備をしていくのかということについて、お答えさせていただきます。

今回、当市におきまして初めてですね、モデルケースとして、この学校内学童保育所ということで設置をさせていただきます。放課後子ども教室とも、密接に連携がより図られると考えております。学校内に学童保育所が設置されることで、子供たちが学校の外に出ることなく、学童保育所に登所できるため、より安全性が図られるものと考えております。

また今、課長からも申し上げましたが、放課後子ども教室と学童保育所が、より連携を図るということで、より放課後の時間が充実したものとなると考えております。

今回、令和3年度からこの学校内学童保育所の運営を開始ということですね、学童保育所の運営環境の改善とか、児童・保護者の安全性・利便性の向上といったようなものですね、このモデルケースを通しまして実効性等、確認、評価をしてまいりたいと思います。その後、教育委員会などとも連携を図りながらですね、小学校の校長先生方にも、ほかの先生方にも御理解をいただきながら、市内のほかの小学校におきましても整備ができるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時 1分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） それでは、何点か再質疑をさせていただきます。

まず補正予算書38ページの新生児臨時特別給付金のところですけれども、申請が必要ということですので、申請期間はいつからいつまでになるのかということと、それからやっぱり申請漏れがないように、国の10万円給付のときには勸奨通知を送っていただいたりということもあったと思うんですけれども、そういうことをやっていただける予定なのか、また人数が限られてますので、勸奨通知を送っても申請がないような場合には、電話などで確認するようなことも行っていただけるのか、そのあたりを確認をさせていただきます。

それから、補正予算書42ページの（仮称）第三小学校内学童クラブ整備工事費のところすけれども、専用の場所ではないということなので、昼間その学校の活動中は、その部屋がどのように使われる予定なのか。市内のランドセル来館などでは、昼間、第2音楽室なのか、準備室なのか、楽器がたくさん置いてあるような部屋をランドセル来館として使っていたようなこともあったと思うんですけれども、その学校で日々、日常的に使われるというふうになると、やはり学童としての機能が、ふさわしい機能にはなりづらいというふうに思い

ますし、逆に学童としてふさわしい場所に、それなりのものを設置すれば、日々、学校の施設としては使いつらいつて、そういう矛盾があると思うので、そのあたりの認識もお伺いしたいのと、そうやって考えると、やはり専用の施設を造るべきなのではないかと思うんですが、その点についての御認識も伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 予算書37、38ページ、新生児臨時特別給付金でございますが、申請の受付の期間につきましては、令和3年の1月4日から、令和3年5月31日までを予定しております。原則、郵送による受付を考えております。

勸奨の関係でございますが、対象者を特定してもともと申請書を送付しておりますことや、市報に複数回掲載したりですね、先ほど市報やホームページで周知と御説明しましたが、そのほかにも窓口チラシやポスターを設置したりですね、コミュニティビジョンなどでも周知を図る予定でございますので、特に個別の勸奨は今のところ予定はしてございません。

以上です。

○青少年課長（石川博隆君） 補正予算書42ページ、（仮称）第三小学校内学童クラブ整備工事費なんですけれども、まず今回ですね、使用を予定しています教室、放課後、以前はどのような使われ方というふうなことなんですけれども、今回こちらの教室はですね、放課後になる前は、けやき教室というふうな形で、そこに通う児童がですね、そちらが過ごすような形の使われ方というものを想定をしているような感じ。また例えば先生同士の打合せですとか、教材の準備室代わりですとか、またPTAの会議室というふうな形ですね、学校の本来の教育の目的に沿った形の使われ方がされるんじゃないかというふうに予定をしております。

また専用室というふうな考え方ですけれども、今回の国の求めています新放課後子ども総合プランにつきまして、そちらの趣旨を踏まえましてですね、一応こちらの方針としては、一時的な学校施設の放課後の利用という形ですね、モデルケースという形で考えて、今後この効果を検証しながら考えていきたいと。専用室という形になりますと、様々、法令的な制約等もございますので、まずは一時的な利用という形で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（和地仁美君） 補正予算書37ページ、38ページ、新生児臨時特別給付金事業費について、何点かお尋ねしたいと思います。

他の議員の質疑の答弁で、この事業の中の内容が少し見えてきたんですけれども、全体感がちょっと見えませんので、そこの確認をさせていただこうと思います。

まず財源について、これは国からのものだというふうには思うんですけれども、ここで再度確認させていただきます。

さらに先ほどの他の議員の質疑に対しての答弁で、1月4日から受付を開始するという、受付のタイムスケジュールについては5月末日という形で理解したんですが、補正予算、議会通らないと実現しないんですけれども、市長部局のほうでは既に設計図、できていると思いますので、まず、いつから告知を始めて、対象者、対象者については、既に生まれている新生児の方と、これから生まれる新生児の方と、いわゆる対象者が五月雨式に増えていくと思いますので、この申請書をどのタイミングでどこまでを対象として送るのか、その後、生まれてきた新生児に対してはどういったタイムスケジュールというか、区切りで申請書、もしくは届出があったときに同時に渡すという方法もあると思いますけれども、その後の申請書についての渡し方。それから、国の特別給付金については、一定程度の期間を区切って1度に給付をするというような運用というか、対応し

ていたと思うんですけども、こちらについては何回、振り込みのタイミングをどういうスパンでやるというふうにされているのか。

また先ほどほかの議員の質疑のほうで、他自治体で同様の給付金をやっている自治体で、既にその給付をいただいて、その後、当市のほうに転入されてきた方については、その給付を受けてるかどうか確認をして、そういう方には給付はしないというような、基本的なルールを決めていると理解したんですけども、他自治体でその給付を受けているかどうかどうやって確認をするのか。

また東大和市で給付を受けた後、同じような給付の制度のある自治体に転出される方もいると思うんですね。そうした場合、東大和市でこれを給付を受けていることを、何か証明するような証明書というようなものを発行するのかどうか。

最後に、これは国と同じように所得税というか、非課税のものというふうになるとは思うんですけども、これは各自治体による個別の事業ですので、その運用については市のほうで決められると思いますから、これについては非課税というふうにするのかどうか、そのような点を教えていただければと思います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 補正予算書37ページ、38ページ、新生児臨時特別給付金の財源についてということで、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、新型コロナウイルスの感染症の対応としまして、国のほうの地方創生臨時交付金、また東京都の市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金、これらの財源のほうから捻出をするような形になるものと考えております。現在のところ全ての事業に充当しているということで、補正予算は計上させていただいているところですが、そちらの各事業については、現在、執行の途中でございますが、大きな金額のものについて執行状況、一部確認ができているものがございます。

例えばG I G Aスクール事業、こちらについてはおおむね不用額が約1億7,000万円ほど、また中小企業者等応援助成金、こちらについては、不用額についてはおよそ1億円ほどが見込まれるところがございます。これらの不用額に対しまして、国または東京都の交付金を充当し直すような形での財源措置ということで、今回の事業の対応というふうにさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○**子育て支援課長（新海隆弘君）** 補正予算書37、38ページ、新生児臨時特別給付金でございます。

まず、本日の議決をいただいた後のですけれども、議決いただいた後にですね、速やかに事務処理を進め、市民の皆様には12月15日の市報にて周知をまず始めていきたいと考えております。

対象者の抽出につきましては、12月の半ばの住民基本台帳の情報を基に抽出して、まず第1回目の対象者と思われる方に、12月中に申請書を発送する予定でございます。その後、議員がおっしゃるように、新しく生まれてくるお子さんがいらっしゃいますので、大体月に1度、対象者を抽出するペースで、その都度、月に1回、だから1月、2月、3月、4月。3月までか、4月も抽出する予定、出てくると思うんですけども、対象者の方に申請書、その都度、送付していく予定で考えております。

窓口などでの配布はですね、渡したり、渡し漏れとかが生じてしまうので、個別に全て郵送で送らせていただくように予定しております。

最初の1月申請の方につきましては、書類を受けて審査や事務処理などの関係で、一月ぐらい振り込みまでに時間を要しますので、一番最初の給付につきましては2月半ばを予定しております。その後ですね、1か月に1度のペースで給付をする予定でございます。

ほかの自治体で給付金を給付したかどうかの確認についてはですね、申請書の中に、他市からのそのような給付金を受給していないことを、誓約していただくような申請書の様式を考えておりますので、そちらのほうで御本人からの誓約をいただいて、それに基づいて判断するという内容でございます。また、転出した後の証明書等の発行などは予定はありません。考えてございません。

あと課税、非課税についてでございますが、この給付金ですけれども、確認しております、課税対象とならない給付金という要件の中に、心身または資産に加えられた損害について支給を受ける。相当の見舞金は非課税だということを確認済みでございますので、本事業の趣旨で感染拡大の影響、精神的にも肉体的にも強く受けている期間の行動制約等における心労見舞いという給付金の趣旨に見ますと、非課税で給付できると考えております。

以上です。

○14番（和地仁美君） 内容、了解しました。

1点、ちょっと言葉尻を取られてるようで恐縮なんですけれども、申請書が届いてから振り込みまで、審査などを行うために1か月かかるというんですか、審査なんですか。要するに、こちらから対象として送っているわけですから、その記入漏れがないかという、いわゆる確認、それから先ほどの他の自治体からは、給付を受けてませんよという自己申告についてのチェック欄を見るということなので、審査的なことをするということがあるのかどうか、そこだけもう一度答弁お願いします。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 申請書をいただいてですね、この給付の条件としまして、令和2年4月28日から令和3年3月31日に生まれたお子さんが対象で、その申請をしていただく日に、東大和市の住民基本台帳に記録されているという方が条件となっておりますので、申請書を申請していただいた日に、東大和市に住民基本台帳、住民基本登録されているというところを確認したりとかですね、あと先ほど議員がおっしゃったように、書類に不備がないかを確認するというので、確認というほうが正しい使い方なのかなと思います。すみません、審査と言いましたけれども、確認を幾つかして、書類の入力作業ですとか、もろもろの事務手続を経て給付に至るということでございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、1点お伺いしたいと思います。

補正予算の56ページ、コミュニティタクシー等運行事業費の減額についてでありますけれども、芋窪地域のコミュニティタクシー、試行運転が中止ということになりましたけど、これまでの対応など、また詳細ですね、今後の取組についてお伺いをしたいと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 芋窪地域コミュニティタクシーの延期の経過と今後についてでございます。

失礼しました。補正予算書56ページ、コミュニティバス等運行事業費についてでございます。芋窪地域コミュニティタクシーの延期の経過につきましては、令和2年8月17日からの試行運行の準備に着手する前に、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されたことを受け、地域検討組織と協議の結果、実施時期を改めて検討することとなったものでございます。

今後につきましては、地域検討組織と協議し、再度アンケート調査を実施するなど、令和3年度の試行運行の実施を目指して進めているところであります。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。これは芋窪地域でも期待をしているところでありますけれども、

アンケート調査も行ったということですが、それについて伺いたしたいと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 補正予算書56ページ、コミュニティバス等運行事業費についてでございます。

アンケート調査につきましては、コロナ禍で公共交通機関の利用が減少していること等の社会情勢の変化を踏まえまして、令和3年度に試行運行を実施した場合の需要予測を行うため、地域検討組織との協働により、令和2年10月に2回目のアンケート調査を実施いたしました。2回目のアンケート調査では、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに定められた運行基準を満たす必要があると想定される結果が出ております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 補正予算書34ページと36ページ、老人福祉費と障害者福祉費の新型コロナウイルス感染症対策事業費についてです。これ10分の10、都が負担するという事業ですけれども、大変大切な事業だと思います。介護されてる方がコロナに感染したときに、介護されている方が入所できるという施策については、広域的な対応も必要になるのではないかと思いますけれども、これ実施する点での課題などあれば伺いたしたいと思います。

それから、同じく、同じところで高齢者施設と障害者施設の入所施設について、スクリーニングというんですか、PCR検査を、集団検査を職員や入所者に行うということも予算化されました。今、第3波、この3週間が勝負どころって言われてる中で、真っ先に医療機関とこの高齢者施設等については、集団検査、1日も早く行って医療崩壊に結びつかないようにする必要があるというふうに思います。そういう点でいうと、大変重要な施策だと思います。

それで、この施策について、市としてどう関わっていくのかですね。私は事業者任せではなくて、市が全対象となる全ての施設でPCR検査きちっと行っていくということが必要になるとは思います、その点について伺います。

それから、今回、東京都の制度としては、通所施設についても可能な制度設計になっていたと思いますけれども、今回、東大和市では、通所施設については、この制度に、補正予算に計上されないということになっています。これはどうしてなのか。いろいろ使いづらいつか、そういう理由があるのか、そこら辺について伺いたしたいと思います。

次に、46ページのインフルエンザ定期予防接種ですけれども、予防事業費9,364万5,000円で、都の補助は5,781万2,000円ということで、これ全額、市負担はないと思っていたんですけども、3,500万円ぐらい市の持ち出しになるという感じなんです、これはそういう理解でいいのか、もしくは何らかの形で財政措置されるということがあるのかどうか伺います。

それから、52ページの商工振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業費ですけれども、Pay Payを使ってやってきたこの間の事業、また継続するということだと思いますが、これまでと同じ仕組みになるのか、還元率等も含めて伺いたしたいと思います。

それから、ここのところで、先ほど別の議員の答弁でも、中小企業者等応援助成金のほうは1億円、不用額が出そうだという話ですけれども、これたしか1億6,000万円ぐらいの予算で1億円、不用額が出ると。やはりコロナ融資を受けていないと対象にならないということなども含めて、もっと支給対象を広げて、必要な方々にこの応援助成金が届くような制度設計を行うべきではないかというふうに思うわけですが、そこら辺についてどういう考えの下で、それが行われなくて、こちらの事業だけになったのかというようなことにつ



いても伺います。

それから、最後に15ページ、16ページの財政調整基金に関わって、補正予算の組立て、全体に関わる問題ですけれども、私、資料要求しましたけれども、そういう資料ないということだったので、ここで伺いますけれども、先ほど答弁の中でGIGAスクールの関係で1億7,000万円、それから中小企業者等応援助成金の中で1億円、不用額が出るので、合計で、これ2つだけ足すと2億7,000万円なんですけれども、様々なコロナ対策も含めて、今回の補正予算、かなり充当できる額があるんだということでしたけれども、現在の見込みで不用額になるのは2億7,000万円よりもっとあると思うんですが、どれぐらいを見込んでいるのか。そういう見込みがあって、やっぱり今回の補正予算で、様々なコロナ予算も組むということになってると思うので、そこら辺の考え方、根拠について伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 補正予算書34ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業につきまして幾つか御質問いただきました。

まず受入体制整備事業ですね、在宅要介護者受入業務委託料に関する御質問でございますが、この事業につきましては在宅の要介護者、そして家族から介護を受けている。その家族がPCR検査で陽性になった場合に、その介護を要する方の受入体制を整備するという事業でございます。

そういたしますと、その要介護者の状態像というものは、私ども把握できておりませんので、保健所がですね、その家族の方に検査をしたときに、当然その要介護者のほうも状況を確認をいたしますけれども、そういった保健所との連携を密にして対応することが必要だろうと、こういうふうと考えております。

それからですね、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策推進事業補助金、これは高齢者施設のPCR検査でございますが、市としての関わり方ということでございますけれども、東京都が補助事業として、東大和市に対する補助金を交付して、そしてその制度設計は基本的に市町村で任されております。私どもとしては、施設の管理者とも話をしましたけれども、PCR検査については職員には強制することはできないであろうと。それから希望者をもって実施するのではないかと、こういう声が割と多かったのでございます。そこで、私どもとしては補助制度という形で、財源支援という形式を取らしていただいたということでありまして。

それからですね、通所事業所にはなぜ対象にしないのかということでございますが、私どもこの事業はですね、あくまでもクラスターの発生防止というものを重視いたしまして、そういった観点から見ますと、特に宿泊機能を有する施設において、職員と入所者との接触時間が非常に長いのが、この通所事業よりも長いというのが宿泊的機能を持っている施設ということでありまして。こういった対象施設はですね、高齢者の生活の拠点でもありますので、もし施設に罹患者が出た場合には、その高齢者の日常生活に非常に大きな影響を与えると。こういうことも考慮いたしまして、対象施設を選ばしていただいたということでございます。

以上であります。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書46ページ、予防事業費のインフルエンザ定期予防接種の財源の関係でございます。市の負担が発生するということですが、こちらに対しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほうが充当できるであろうということで、現在、確認をしているところでございます。こちらのほうでの対応、現在のところ検討しているところであります。

続きまして、最後の御質問、補正予算書16ページでございます。財政調整基金の関係で、不用額についてというような御質問でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の関係の執行状況については現在確認中でございます。先ほど申し上げました大きな事業費の不用額、GIGAスクールの関係と中小

企業者等応援補助成金の関係、こちらについては大きなところ、確認をしているところでございますが、それ以外の例えば主に感染症対策に係ります消耗品費等につきましては、おおむね使い切るものであるというふうにご考えているところでございます。

現在、執行状況確認中ですが、最終的な交付金の充当先等につきましては、令和3年第1回の市議会定例会のほうで、補正予算を編成させていただきまして、その中で執行状況を鑑みた歳出の減額補正ですとか、後は財源の充当先の変更など、これらを行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○産業振興課長（小川 泉君） 補正予算書52ページにございます商工振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業における、消費活性化事業の委託の関係でございます。

こちらにつきまして9月、そして11月と30%のポイント還元事業を実施したわけでございますが、1月、2月に予定しておりますこのポイント還元事業につきましても、ほぼ同様の枠組みでございます。還元率としましては30%を予定しております。

また1回の決済によります付与上限でございますが、3,000円相当を今のところ検討をしております。また1か月の期間における付与上限、こちらにつきましては9月、11月は1万円と、1キャリア当たり1万円となっておりますが、1月、2月に関しましては、1月、2月の2か月間を期間といたしまして、期間のうちの付与上限を1万5,000円相当とする予定で、今のところ事業を進める考えでおります。

そして、もう一つ、中小企業者等応援補助成金、こちらについてでございます。この枠組みについての考え方でございますが、事業において減収に追い込まれてる事業者に対しましては、事業を継続するに当たって国及び都の融資をですね、コロナ関連融資を使っただいて、事業継続に結びつけていただいているわけでございますが、国や東京都のこの融資の枠組みの審査でございますが、これについてはコロナ関連融資ということでかなり条件が緩和された中で、事業継続の意思があつてですね、申請すればほぼ、ほとんどの事業者の方が、この融資を実行できるというような条件下にあったものというふうに理解しておりまして、こういった事業者の中でも、なおかつ固定費として家賃分が重くのしかかっている、こちらの事業者を市としては応援するという考えでおります。こちらの融資の実行をしてるということでありまして、5%以上の減収率ということでございますので、国や東京都が行っておりました高い減収率に比べますと、若干の減収であっても対象となるということで、固定費分についての負担を軽減したいといった内容でございます。

以上でございます。

すみません、答弁し漏れました。

それが、なぜ活用に至ってないかといった部分でございます。実際には866件の申請数を予定しておりましたが、現時点でまだ最終的に郵送の分の申請件数の取りまとめが至っておりませんが、昨日までで317件の申請数ございました。

こちらの申請が少なかった要件でございますが、他の自治体で、例えば20%とか50%の国の持続化給付金、こちらの対象にならなかった事業者を対象とした応援金、こちらを東村山市であるとか、清瀬市が実施してございましたが、こちらの自治体に内容を確認したところ、国の持続化給付金、こちらの申請件数がやはり多かったようで、この2市においても、この2割から5割の減収を対象とした応援金の申請件数がやはり少ないといったことだそうです。当市におきましても、持続化給付金を申請された事業者が多かったものというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 1分 休憩

---

午後 2時 5分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○障害福祉課長（大法 努君） 補正予算書36ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費でございます。

まず、こちらの制度につきましては、先ほど福祉部参事から御説明させていただきました制度とスキームがほとんど同じでございます。こちらにつきましては、市内の宿泊機能を有する施設に受け入れていただき、実施に当たりましては保健所、そうした関係機関と緊密な連携を講じながら実施するという考えでございます。

それから、私どももこの計画をするに当たりまして、各グループホームに事業所の管理者の皆様は御意見を伺いに参りました。やはり各事業所におきましても事情が異なると、希望者を募って実施するのがよろしいのではないかというような様々な意見を伺った結果、こうした補助制度というところにたどり着いたということでございます。

また通所事業所につきましてということですが、私どももこれと同じふうと考えてございまして、宿泊機能を有する施設におきましては職員と入所者、そうした皆様方が、接点、接触する時間が大変長いということがございます。そうした生活の拠点であるということを鑑みまして、施設で罹患者が出た場合、生活上、受ける影響が大きいということを踏まえまして、今回、宿泊型、宿泊系の施設を対象とするというふうに至ったものでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

34ページ、36ページのところの新型コロナウイルス感染症拡大防止対策推進事業補助金のところですけれども、先ほど申し上げましたけど、この制度を導入するに当たって、いろいろ施設と打合せをした時期と、今と状況ががらっと変わってると思うんですね。第3波が来て、本当に医療、病床の逼迫体制なんか大変な状況になってるという中で、この近隣でも病院で、昭島のほうで院内感染が起きて、入院の一部停止なんていうことも起きています。ですから病院等、それから特に重症化の可能性が高い高齢者施設について、PCR検査、迅速に急いでやって、感染爆発を抑え込んでいくという施策が喫緊の課題として求められてるというのが、今現状だと思うんです。

そういう点からいうと、もちろん強制できないということはあるかもしれませんが、市のイニシアチブで本当に対象になる全施設で、きちっとこのPCR検査やって、高齢者の方々の感染、重症化を防いでいくということ、やっぱり本当に真剣にやらないといけない、そういう状況に今なってるんだというふうにするんです。その点での認識を伺いたいと思います。

それから通所施設か宿泊施設か、どちらかといえば、それは宿泊施設のほうが重要だと思います、私も。ただ都の制度設計としては、宿泊施設も通所施設も両方とも対応できる制度設計になってるというふうには私は理解してますので、そうであれば通所施設も行うべきですし、都の制度ではないですけれども、国が財源措置してでも、学校や保育園などについても、やはり私は必要だと考えてるんですね。ですから、通所施設もできる制度設計なんであれば、やっぱりこれはやるべきだというふうにするわけで、そこら辺についての市の認識

を伺いたいと思います。いろいろ使いづらくて、具体化するのが大変なんだということがあるのであれば、そういう実情なども出していただければというふうに思います。

それから、52ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費7,600万円の内容については分かりました。中小事業者応援給付金については、先ほど御説明ありましたけれども、大体1億6,000万円のうち、1億円、使い残すということになっていると。実際に融資を受けていない方々の間から、融資、返済できる展望もないから、なかなか融資、踏み出せないんだという声も聞かれてるという状況の中で、私も東村山などの事例を伺いましたけども、私が聞いた時点では予算の10分の1ぐらいしか申請がないという状況でした。ですから、2割から5割の売上げ減収のところについても、対象にしても、この1億円、全部使い切るということには到底ならない状況だろうと思います。そういう他市の状況など鑑みても、それで業種によって2割から5割減ったら、もうとてもじゃないという業種もあるし、それは業種によっていろいろ深刻さも違うわけで、そういうところにも手を差し伸べるということで、そういう検討を行う必要があるんじゃないか。しかも使い残してるので、そこら辺の検討状況、お考えを再度伺いたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 補正予算書34、36、高齢者施設または障害者施設のPCR検査の関係でございますけども、今議員がおっしゃったとおり、ここ第3波と言われているように、東京都におきましても500人を大きく超えるような感染状況があったりもしてございます。

当市におきましては、昨日の夕方現在でございますけども、54人の方の感染症、これ延べになりますけども、もう既に47人の方は生活、お戻りになってるという方もおられます。東大和の状況としては、他の自治体と比べては決して多い状況ではないということもありますとともに、皆様方、市民の皆様をはじめ、医療関係者、各施設の御努力をいただきまして、クラスターと言われているような状況でもないというふうなことは認識してございます。しかしながら、全国的にも拡大傾向にあるということも認識しておりまして、今般このような形で制度設計などをさせていただいております。

そういったところで、特に年齢的なものはいろいろあるかと思いますが、家族内での感染ですとか、今、病院の感染、また高齢者施設の感染などということも言われておりますので、まずはもってですね、このPCR検査につきましても、その時点で陽性か陰性かというところの一つの判断というふうなことで、一定の安心感というふうなものはあるかと思いますが、PCR検査を実際にした何日後に感染しないとも限らないということになりますと、本当に定期的な検査が必要な部分もあるのかなというふうには考えております。また、そういったことを専門家の先生方も言われてる方もおられます。

そういったところで、今回は私どもとしては施設入所型、特に生活を共にしてるということで、宿泊を伴う施設を中心的に制度設計をさせていただいております。当然そこには東京都における財源の問題などもあると思いますけども、交付申請して全てが認められるかどうかという問題もまた一方にはありますけども、またそういった使いにくさというところに関しましては、あくまでもPCR検査をしていてくれる事業者が決して多くないというところで、定期的な利用というか、その事業者をやっばり捕まえるというか、それを捕らえるというところもなかなか今、難しい状況ではございます。当市におきましても、PCRセンターを設置してございますが、その事業所につきましても、他の病院等のいろいろの経緯の中で、どうにか契約を結ばせていただいております。

そういったところで、使いにくさというのはその辺も一方にはございます。また、通常の方につきましては、利用の形態がですね、その通所される方々において週に1回ですとか、週4回通ってる方とか様々でございま

す。そういった方々をPCR検査をするというのが、日数的にもなかなか難しいところもございまして、今般は入所型の施設を中心に制度設計をさせていただいた。そういったことで、市としてもですね、今後、国ですとか東京都の様々な情報を得ながら検討は加えてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○産業振興課長（小川 泉君） 補正予算書52ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業についてでございます。

市の制度として行いました中小企業者等応援助成金、こちらのほうの不用額を用いて、2割、5割の減収の事業者の方々に応援をどのようにするか、検討状況ということでございますけれども、現在、今まで市ではですね、この事業と合わせまして、先ほどお話がございましたとおりキャッシュレス決済によるポイント還元事業、こちらのほうで中小の小売店、またサービス業、飲食店、こちらを応援してきたわけでございます。

こちらの効果につきまして、期待以上の効果があったというふうな、事業者からの御意見をいただいております。またですね、この事業を、また第3弾として、継続する中で、事業の下支えという売上金の増加に結びつけていきたいというふうに考えているところが1点ございます。

また、中小企業者等応援助成金、こちらにつきましても、11月いっぱいをもちまして申請を終わりとさせていただいたところでございますが、こちらの事業の成果をしっかりと見極めた中でですね、今後の事業の対策については検討してまいりたいと思っておりますし、現時点におきまして市内の事業者及び商工会のほうから、その減収の2割、5割に対する具体的な支援を検討してほしいという生の声はいただけていない実情もございまして。そういったこともございますので、今後については総合的に判断をしながら、研究をして進めてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） すみません、それでは幾つか質疑をさせていただきます。

補正予算書14ページ及び24ページ、この一般寄附金額の増額ということで、ふるさと納税の増額が見込めるということでの御説明がありましたけれども、見込める理由等、そのための返礼品の増額だと思うんですけれども、返礼品としてどのようなものが人気で、このふるさと納税の増額が導かれているのかということ伺いたいです。

続きまして、補正予算書34ページ、36ページ、高齢者施設、また障害者施設の今、他の議員の質疑もございましたPCR検査の件を確認させてもらいたいですけれども、この全施設と言いますけれども、これは東京都の事業であって、当市の中にある事業所でも、恐らく東京都と直接やり取りをするところと、市が関わって今回この予算の下にPCR検査がされるのだというふうに思っているんですけれども、その辺の詳細について教えていただければと思います。

続きまして、補正予算書42ページ、第三小学校への学童クラブの設置についても、他の議員への質疑で御答弁をいただいたので、詳細、事業の内容は大体了解したところでございますけれども、この学校の中に学童クラブをつくるということにつきましては、公明党といたしましても、江戸川区のすくすくスクールの先進事例等も示させていただいて、推進をお願いしてきたところでございますので、今回このような形でモデル校がスタートをすることは大変に喜ばしく思っています。ただ一方で、これまで推進をする中で、様々な困難をそれぞれの担当課が乗り越えての今回の実施に至ったということも推察されるわけで、今回この学校施設を使うけれども、その中に学童を置くということで、学童としての人員配置がどのような形になるのか、もう一度確認

をさせていただければと思います。

続きまして、補正予算書の48ページ、野火止用水の維持管理につきまして予算が計上されておりますけれども、前回の第3回の定例会でも野火止用水の樹木の剪定については250万円近い予算が組まれておりました、それとはまた別の形で、今回このように予算が計上されていると思います。なのでこの維持管理について、今回どのようなことがなされるのか。その財源といたしまして、東京都の地域環境力活性化事業補助金というのが充てられておりますけれども、この補助金の内容について、またこの補助金を獲得するに至った背景についても教えていただければと思います。

続きまして、すみません、補正予算書56ページ、公園管理費の中の特色のある公園整備事業の減額補正がなされておりますけれども、これは子育てしやすいまちとしてのシンボルとなるような公園の設置ということで、私たちが大変に期待をしておりましたけれども、今回このような減額になったという背景をもう一度教えていただきたいのと、これに代わる事業を、今後どのように進めていくのかを伺いたいと思います。

続きまして、同じところの上の、すみません、順番が違っちゃいましたけれども、公園の植生維持管理料の予算につきましても、公園の樹木の伐採だと思うんですけども、この事業の詳細についても確認をさせていただきたいと思っております。

続きまして、58ページの狭山丘陵の植生管理委託料のこの事業の詳細についてもお聞きしたいと思います。

さらに、補正予算書64ページ、66ページの小学校運営費、中学校運営費の中でも、今回、学校の緑化整備委託料ということで予算が計上されておりますけれども、この事業についての詳細を教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 予算書14ページ、一般寄附金増額、また予算書24ページ、企画業務費の報償費、返礼品増額の関係でございます。

今年度に入りまして、一般寄附金が増えているところでございます。また返礼品というところでの出てる傾向というところでございますが、今ですね、市におきましては、市内事業者の御協力いただきながら、40品目以上ですね、返礼品そろえさせていただいております。その中で比較的ですね、よく御希望が多いところでございますと、工業製品といたしまして、LEDデスクスタンドというものがございまして、そちらが比較的多い状況になってございます。その他も農産物の梨ですとか、また商業製品が幾つかございますが、数件ですね、出ているという状況になってございます。

以上でございます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 補正予算書34ページ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策推進事業補助金につきまして、東京都の補助対象と市の補助対象のことで御質疑いただきました。

東京都はですね、確かに直接、PCR検査の補助をやってる施設ございますが、これは広域型の施設でございまして、介護保険でいきますと介護老人福祉施設あるいは介護老人保健施設ですね、それから介護医療院なども対象にしております。

それに対しまして、私ども市町村はですね、それ以外の施設ということで、主には地域密着型である認知症のグループホームですとかショートステイ、それから施設という概念よりは、居住施設と言ったほうがいいかもしれませんが、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅で、特定入所者生活介護施設の指定を受けている事業所ですね、こういったものを対象にして検査をするということを想定しております。

以上であります。

○障害福祉課長（大法 努君） 補正予算書36ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費でございます。障

害に関しての対象施設でございますが、グループホーム、それからショートステイ、短期入所、それから宿泊型自立訓練、こうした宿泊機能を有する施設を想定してございます。市内にございます障害者の入所施設、1か所ございますが、こちらは東京都が補助することと、対応するという事になってございます。

以上でございます。

○青少年課長（石川博隆君） 補正予算書42ページ、学童保育所運営費、（仮称）第三小学校内学童クラブ整備工事費についてでございます。

学校内で学童保育所を設置するという事で、取組の今回の御提案でございまして、実際、学校内に学童利用の児童と、それから学校にそのまま居残っていらっしゃるお子さん等ということで、その中の見守りをどうするか、教職員がそれを見守るんじゃないかというふうな御心配もあると思いますけれども、責任体制を明確にした形で適切な運営を行っていきたいというふうに考えております。人員配置につきましてはですね、学童保育所運営委託仕様書に記載されますとおりですね、東大和市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づいた職員配置、こちらを受託事業者のほうで遵守していただくという形で考えてございます。

以上です。

○環境課長（下村和郎君） まず47ページ、48ページの野火止用水保全対策事業費でございます。

こちらですね、561万円の増額をお願いしているところであります。第3回定例会でもですね、補正をお願いしたところでありますが、今回は野火止用水内で確認をいたしておりますナラ枯れの被害樹木を中心とした伐採、剪定を行いたいということで増額をするものでございます。

ナラ枯れと申しますのは、後ほど狭山緑地のほうでも出てまいります、コナラ等の樹木にカシノナガキクイムシという虫が入り込むことによって、枯れてしまうという現象でございます。今回、東京都環境公社が実施いたします東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業、この中の樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業というメニューを活用いたしまして、ナラ枯れ以外にもですね、全体的な樹林地の生態系保全ということで位置づけまして、事業費の2分の1の補助を受けるということになったものでございます。

続きまして、ページ、55ページ、56ページの公園管理費の植生維持管理委託料の増額についてでございます。こちらにつきましては公園の樹木、全般的に大木化している現状がございます。今回の補正予算の中では、上仲原公園、それから中北台公園等を、樹木伐採、剪定を行っていききたいと考えております。上仲原公園につきましても、何本かナラ枯れの樹木があるところでございます。また落ち葉で、周辺の住宅に御迷惑もおかけしているところでございます。中北台公園につきましても同様の状況でございますので、こういったものに対応してまいりたいと考えているものでございます。

続きまして、57ページ、58ページの狭山緑地植生維持管理委託料の増額でございます。こちらにつきましてもですね、先ほど申し上げましたナラ枯れ被害樹木を中心とした伐採、剪定を行うものであります。こちらにつきましてもかなり広い範囲でございますので、ナラ枯れ樹木が8月現在で105本ということで、かなりの本数でございます。こういったものを中心とした剪定、伐採に対応するための増額のお願いということでございます。

私からは以上でございます。

○環境部長（松本幹男君） 補正予算書56ページ、特色ある公園の関係でございますが、今後の予定ということ

で、今後ですね、新型コロナウイルス感染症、こちらの動向を踏まえつつですね、またそのことに伴う市財政の影響、それらも鑑みたくてですね、特色ある公園の整備事業の関係については進めてまいりたいというふうに考えております。またそのことにつきましてですね、東京都水道局の用地を借用するというのがございますので、一応、東京都水道局と、そこは連絡を取りながらですね、今年度は対応に至らないというところで減額をさせていただき、御報告をさせていただきましたので、次年度以降におきましてですね、その辺、総合的に勘案した中で進めてまいりたいと思っております。

また、それに代わる計画という御質問でございますが、そちらにつきましては、今年度、公園施設の長寿命化計画、こちらの改定作業を現在進めております。年度末ぎりぎりには出来上がるという形になるかと思うんですが、新年度以降ですね、既存の公園、こちらのほうの質の充実を図れるようにですね、長寿命化をしていく事業を並行して進めてまいりたいと考えておりますので、全体的な東大和市内の100からある公園、こちらを今年度の公園施設の長寿命化計画で整理をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○建築課長（中橋 健君） 補正予算書64ページ及び66ページの小学校運営費及び中学校運営費の学校緑化整備委託料増額につきましてでございますが、こちらのほうにつきましては、10月に第二小学校の校庭におきまして、高木化、老木化した桜の木が倒れるということがありました。これに伴いまして、我々職員のほうですね、樹齢の高い樹木がある学校につきましては、樹木の目視による外観点検を実施いたしました。そうしたところですね、腐りかけてたり、もしくは枯れていたり、あとはキノコやコケが生えているという樹木が発見されて、こちらのほうの樹木も倒木が危惧されるということで、今回、新たにこの樹木の伐採をするために補正予算のほうを計上させていただいたところです。予算のほう認めていただいた際にはですね、こちらの樹木を伐採して、近隣への影響や児童・生徒への影響を低減して、樹木の維持管理に努めたいと考えているところでございます。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。それでは、再度、聞かせていただきます。

ふるさと納税の増額ということで、人気の商品があるということで、市内の産業が活性化していいなというふうに思ってるんですけども、そういうふうに考えますとまだまだ東大和市で眠る、返礼品にしたら喜んで納税してもらえないんじゃないかなというものもあるかと思うんですけども、今後そういうことを計画してるものがあるのかどうなのかということを伺いたいと思います。

続きまして、先ほどの高齢者施設、障害者施設のPCR検査のことにつきましては、東京都がやるべき広域的なところは東京都がやっていただく、その上で市が小規模なところに対しまして、今回、意見を聞いていただいて、今回のような制度設計になったというふうに理解をいたしましたので答弁は大丈夫です。

あと、ナラ枯れについてももう少し聞かせていただきたいと思います。ナラ枯れは当市だけではなくて、今全国的にいろんなところで発生してしまっているようなんですけども、この原因と、また今後このようにならないための対策をどのように考えているのか伺いたいと思うのと、このナラ枯れしてしまった木は、恐らく腐ってしまった倒木もそうだと思うんですけど、使いようがないので、その後の処理についてどのようなものか教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 予算書24ページ、企画業務費の寄附返礼品の関係でございます。返礼品の拡充というところでございますが、ちょうどここでの市報にもですね、ふるさと納税の関連記事、そして返礼品を扱っ



ていただける事業者の皆様への周知をさせていただいたところでございます。

常にその返礼品の拡充というところでは、市のほうからも事業者様のほうに、様々な商品があればお声かけさせていただくというところ、また逆に事業者様のほうからもですね、様々提案をいただくような、そういった姿勢です、今後もその拡充に取り組んでまいりたいと思っております。現在も幾つか調整を図っているところございますが、逐次、拡充をし、ふるさと納税、寄附のほうを増やすような、また産業の振興に資するような取組をしていきたいと思っております。

以上でございます。

**○環境課長（下村和郎君）** 補正予算57ページ、58ページ、あと47ページ、48ページのナラ枯れの関係でございます。

ナラ枯れの原因でございますが、はっきりとした原因というのはなかなか難しいところではありますが、一般的に言われておりますのは、西のほうからですね、だんだん感染が拡大してきているというふう聞いております。それで、原因の1つといたしましては、通常、ナラですと、かつては雑木ということで、一定の太さになったところで、まきなどに利用するというので伐採されていた。それがですね、今日、なかなか伐採されないで大きく、大径化というんでしょうかね、大きくなったことによって、そのナラ枯れが大径木に見られる現象であるということで、ナラ枯れにかかりやすくなったということが言われているところであります。

今後の対策といたしましては、そういった樹木を早めに伐採していくことと、あと次年度以降はナラ枯れに対応するようなワクチンもあるように聞いております。こういったものですね、補助をいただく中で試していけたらというふうに思っております。

あと処理につきましては、やはりこれ虫が生き残っていると、他の木に移ってしまうということがございますので、焼却処理を前提に考えております。あとは一部ですね、「雑木林の会の方々によるまき」ですとか、チップ化などでも大丈夫なのではないかという部分もありますが、それには限界がありますので、原則としては焼却の処理でというふうに考えているところです。

以上でございます。

**○4番（実川圭子君）** 1点お伺いします。補正予算書の50ページ、農業振興対策事業費の中の農地の創出・再生支援事業補助金について、お伺いしたいと思います。

これについては、具体的な対象となるような場が想定されている補助金の計上なのかどうかということと、どのように進めていくのかということの詳細をお伺いしたいと思います。

**○産業振興課長（小川 泉君）** 補正予算書50ページの農地の創出・再生支援事業の関係でございます。

こちらの事業でございますが、補正のまず理由についてなんですけれども、本事業に取り組まれます農家さんが、令和3年度にパイプハウスを設置する場所として宅地を選択されたことによりまして、令和2年度中に宅地を農地化する必要が生じたものでございます。これに伴いまして、東京都のほうの補助金でございます農地創出の補助金を活用するわけでございますが、こちらの補助金の枠組みが、市街化区域を対象に、農家所有の宅地や駐車場等の用地を農地に転換する際、建物の基礎部や駐車場の舗装等の撤去、また栽培に適した土の搬入など、新たな農地の創出を図る上で、農地整備の取組を支援するといった内容の補助がございます。こちらの補助を使いまして農地を創出いたします。この事業につきましてはですね、東京都のほうで、農地創出・再生支援事業の評価がされておりまして、この事業を行うに当たりましては、事前審査的なものを実際には実行しております。

これによりまして、農家さんにとってはですね、都市型農業のモデルとして、収益性の高い農業が実現するなど、農業を持続していく上で非常に重要な施策となりますし、また農地の保全についても、非常に重要な役割を果たすというふうに考えているところでございます。

具体的な想定といたしまして、以上でございます。

○4番（実川圭子君） では、そういったことをやろうとしている農家さんがいて、そのことで補正を計上したということだと思いますけれども、これを機に市内に広めていくとか、そういった方針はあるのでしょうか。そのあたりをお伺いします。

○産業振興課長（小川 泉君） 市内の農地につきましてはですね、現状、宅地開発であるとか、相続などにより毎年減少している中においてですね、こうした農地の創出というのは大変重要な意味を持つてるというふうに考えております。現在のところ今回想定されております農家さん以外にですね、それ以降、希望されてる農家さんはおりませんが、こういった事業を農業関係者の方々に広めることによりまして、今後につきましてもですね、こういった創出事業の活用を図っていければというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

---

午後 2時50分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔15番 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） 公明党の佐竹康彦です。私は公明党を代表して、第68号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第7号）に賛成の立場で討論を行います。

新型コロナウイルスの国内感染状況は、7月から8月にかけての感染拡大に続く形で、先月より感染者数の増加が見られております。市にとっても変化に次ぐ変化に対応した行政運営をスピード感を持って行わなければならない状況であり、市長をはじめ職員の皆様の日々の奮闘に敬意を表するところであります。

今回の令和2年度東大和市一般会計補正予算（第7号）においては、新型コロナ感染症対策に係る経費の増額補正をはじめ、残り4か月となった令和2年度の事務事業執行に必要な予算が計上されております。

民生費においては、新型コロナウイルス感染症対策事業費として、高齢者福祉施設や障害者福祉施設の利用者等を対象としたPCR検査実施や宿泊体制の強化などに係る補助金が計上されました。基礎疾患のある高齢

者が新型コロナウイルスに感染した場合には、重篤化する危険性が高く、また日常的に利用される障害者福祉施設において、クラスター発生を防止することは必要不可欠となっています。今回のPCR検査実施等に係る補助金の計上により、市内の感染拡大防止に大きな効果を発揮する体制が取られたことを高く評価いたします。

また、新生児臨時特別給付金事業においては、本年4月28日以降に生まれた新生児を対象とした臨時特別給付金の予算として6,167万円が計上されました。私ども公明党は、1人一律10万円の特別定額給付金の支給が決定された後、その対象となる基準日である4月27日の翌日以降に生まれた人には支給されないことを重く受け止め、各地の議会でも4月28日以降に出生した新生児への特別給付金の支給を訴えてまいりました。東大和市公明党市議団も、本年6月に尾崎市長へ提出をした第2次新型コロナウイルス感染症拡大に関する要望において、年度内に誕生する新生児については、市独自の臨時特別給付金を設けて、子育て世帯への支援を強化していくとの項目を設け、その実施を強く望んできたところです。

東大和市においては、これまでGIGAスクール構想の実現を中心として、子供たちの育ちに深く関わる新型コロナウイルス対策を進めていただいておりますが、今回の補正予算では、さらに子育て世帯、そして未来の宝である新生児を対象として、特別給付金の支給を決断されました。一貫してこの事業の実施を強く要望してきたものとして、高く評価するものです。申請手続と給付作業が順調に無事故で進むよう、万全の体制を取られることを望みます。

学童保育所運営費においては、第三小学校内学童クラブの整備工事費等が531万8,000円計上されました。私ども公明党として、児童の健全育成やその利便性等を考慮し、学校内における学童クラブの開設を要望してまいりました。その立場から、今回の措置について賛同するとともに、学童クラブ事業のさらなる充実を期待します。

商工費においては、キャッシュレス決済による消費活性化事業委託料の増額が7,600万円なされます。これは令和3年1月及び2月実施予定の消費活性化キャンペーン分です。本年9月以降、PayPayを使用しての決済時に30%のポイント還元を行うという、近隣他市と比較しても大きな額の還元がなされる消費活性化事業は大変インパクトが強く、消費者にも、事業者にも好評を得てきたものと認識しております。この間、事業者の方にお話を伺っても、高額なものから売れる、客足が伸びた、これまでの商工振興対策と比較しても大きなインパクトがあったとの好意的な声が多数聞かれました。引き続き同様の振興策を望む声も多く、今回の補正予算で年明けから2か月間にわたり、市は同様の活性化事業に取り組まれることを決断されました。コロナ禍で厳しい経営のかじ取りを余儀なくされている市内事業者にとって、大きな追い風となるものと期待します。市民へのさらなる情報提供を心がけ、これまで以上により多くの売上げが期待できるよう、力を入れて取り組んでいただくことを望みます。

土木費においては、芋窪地域におけるコミュニティタクシー試行運行事業の今年度の中止、次年度へ延期することに伴う減額補正がなされました。現下の社会状況ではやむを得ない対応と理解します。芋窪地域のコミュニティタクシー事業の実施に対する市民の期待は大きいものがあると考えます。令和3年度に、試行運行を予定されているという御答弁でございました。きちんとした検証がなされ、実施に向けて事業を着実に進められることを望みます。

公園管理費においては、特色ある公園整備工事基本設計委託料の減額がなされました。この間、多くの市民の方から期待の声を耳にし、公明党として特色ある公園の整備を強く望んできただけに、残念な思いがいたします。引き続き市長におかれましては、日本一子育てしやすいまちのシンボルとなるユニークな、市民に愛さ

れる公園の整備に尽力されていかれることを望みます。そのほかにもナラ枯れした被害樹木の伐採費用や、GIGAスクール事業の運用に向けた通信サービス費の増額など、市政を前へ進めるための予算が計上されます。

今回の補正予算の事務執行が速やかに、また滞りなく進み、その効果を十二分に発揮されることを期待して、公明党を代表しての賛成討論といたします。

〔15番 佐竹康彦君 降壇〕

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党を代表して、第68号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第7号）に賛成の立場で討論を行います。

コロナの第3波が猛威を振るっています。専門家も、個人の努力でどうにかなるステージは既に超えているとしており、政治の責任が問われています。国と自治体には、これまで以上の感染拡大防止対策、命と生活を守る支援策を早急に具体化することが求められています。

第3波を感染爆発にしないために、また医療崩壊を起こさないために院内感染を防ぐこと、重症化しやすい高齢者の感染を防ぐことは直ちに実施されるべき課題です。本補正予算で、高齢者施設及び障害者施設に対する集団検査について、都の制度を活用して予算化したことは大変重要であり評価します。入所だけでなく、通所施設にも対象を広げるなど、施設任せにせず、市の責任で対象となる全ての施設で実施することを求めます。

合わせて、国や東京都とも連携し、医療機関や保育施設、学校などにも定期的な検査を行うよう求めます。市のPCR検査センターを拡充し、国と自治体の責任で、十分な検査体制、感染追跡体制、医療体制を整備することを求めます。

市民の暮らし、営業はさらなる苦境に立たされています。本補正予算で、新生児臨時特別給付金が計上されたことを評価します。対象となる方については、申請漏れのないよう、きめ細かい対応を求めます。市内にも住まいを失う、明日、食べるものもない、このままでは年を越すことができないなど、命に関わる重要な状況に置かれている方々があります。中小企業や個人事業主への支援は、要件の緩和を行うなど、必要な人全てに支援が行き渡るよう拡充し再事業化を求めます。

消費喚起策は重要ですが、お子さんから高齢者まで、全ての市民にとって使いやすいものとなるよう求めます。1人の市民も路頭に迷うことのないよう、相談と支援の体制を年末年始の間も継続するよう求めます。

文化芸術の火が消えないよう、市の独自支援の創設を求めます。

本補正予算に計上された第三小学校校舎内への学童保育所の整備について、子供たちの安全の観点から学校内への整備については一定の評価をしますが、設備については不十分であることから意見と要望を申し上げます。

学童保育所は、放課後だけでなく、長期休暇中は子供たちが1日を過ごす第2の家庭として、生活の場としての機能を備えなくてはなりません。そのためには学童保育所専用の場所であることが不可欠であり、トイレや台所、休息のためのスペースも必要です。子供たちの生活の場としてふさわしいものとなるよう、市が責任を持って環境整備することを求めます。また、学校内に整備する場合、学校の教育活動を妨げたり、教育機能の低下を招くようなことがあってはなりません。今後、学校内に学童保育所を整備する際には、敷地内に専用の学童保育所を設置することを強く求めます。

以上で討論を終わります。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第68号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第7号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第11 第69号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中間建二君） 日程第11 第69号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第69号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免により生じる国民健康保険税還付金等につきまして、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,781万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第4款の都支出金は400万円の増額で、国民健康保険税の減免に対する保険給付費等交付金（特別交付金）の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第6款の諸支出金は400万円の増額で、国民健康保険税還付金等の補正につきまして、償還金及び還付加算金を増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第69号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第12 第70号議案 令和2年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中間建二君） 日程第12 第70号議案 令和2年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第70号議案 令和2年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による特例減免に伴います介護保険料収入や、職員の人事異動等に伴います職員人件費等につきまして、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億3,783万4,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第1款の保険料は1,443万7,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響による特例減免に伴います第1号被保険者保険料の減額であります。

第4款の国庫支出金は1,539万1,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響による特例減免に対する調整交付金の増額及び介護保険災害等臨時特例補助金の計上等であります。

第6款の都支出金は1万円の増額で、地域支援事業費の増額に伴う地域支援事業交付金の増額であります。

第9款の繰入金は249万9,000円の増額で、一般会計からの職員給与費等繰入金及び介護給付費等準備基金繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は284万7,000円の増額で、職員手当等の職員人件費及び介護報酬の改定等に伴うシステム修正につきまして、総務管理費を増額するものであります。

第4款の地域支援事業費は5万3,000円の増額で、成年後見に係る申立ての支援件数の増に伴います包括的支援事業・任意事業費を増額するものであります。

第6款の諸支出金は56万3,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響による特例減免に伴います償還金及び還付加算金を増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第70号議案 令和2年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第13 第71号議案 令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（中間建二君） 日程第13 第71号議案 令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第71号議案 令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,369万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金は180万円の減額で、一般会計からのその他の繰入金の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は180万円の減額で、一般職給料等の補正につきまして、総務管理費を減額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第71号議案 令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第14 第72号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（中間建二君） 日程第14 第72号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第72号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の人事異動等に伴います職員人件費や、奈良橋川整備工事に伴います下水道施設の撤去に係る東京都からの受託工事収益等につきまして、収入支出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものがあります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、総則で、令和2年度東大和市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で、令和2年度東大和市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。第1款下水道事業収益は138万6,000円の増額であります。

第1項営業収益は128万1,000円の増額で、東京都からの受託工事に伴う受託工事収益の計上であります。

第2項営業外収益は10万5,000円の増額で、下水道施設の撤去に伴う長期前受金戻入の増額であります。

支出であります。第1款下水道事業費用は12万8,000円の増額であります。

第1項営業費用は12万8,000円の増額で、人事異動等に伴う職員手当等の増額及び法定福利費等の減額に伴う総係費の減額と、下水道施設の撤去に伴う資産減耗費の計上であります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

収入であります。第1款資本的収入は665万円の増額であります。

第4項他会計補助金は665万円の増額で、他会計補助金の増額であります。

支出でありますが、第1款資本的支出は665万円の増額であります。

第1項建設改良費は665万円の増額で、人事異動等に伴う建設総務費の増額であります。

第4条は他会計からの補助金の補正で、予算第10条中、3億3,428万5,000円を3億4,093万5,000円に改めるものであります。

以上であります。予算に関する説明書及び予算に関する説明資料の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第72号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第15 陳情の付託

○議長（中間建二君） 日程第15 陳情の付託を行います。

11月25日、正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会及び厚生文教委員会に審査を付託いたします。

---

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時16分 散会